

具体的な制度設計に向けた検討（案）

I 対価還元手段の全体像

平成29年度の録音等実態調査結果においては、録音等の総曲数が過去に比べて増加している結果が示された。また、その中には音楽配信契約で処理されている可能性のある複製も含まれ得るが、その全体量は分からないことについて、本小委員会として確認を行った。このような状況を踏まえつつも、音楽配信が3年前に比べて増加傾向にあることを捉えて、補償が必要な複製は今後減少していくことが予想されるとし、また、私的複製による法的不利益のみで補償の必要性を説くのは不適切であるといった意見も出された。他方、私的録音録画補償金制度は、デジタル録音・録画機器の開発普及に伴って、市販のCDと変わらない高品質のコピーが家庭内において容易かつ頻繁に行われるようになり、社会全体として大量の録音物が作成されるという状況に対応して、30条1項（私的複製の権利制限）を維持しつつ導入された制度である（※）。このことから、現在行われている私的複製の実態を踏まえれば、現行制度上の私的録音録画補償金制度を廃止するほどに必要な立法事実があるとはいえないとして、私的複製の実態を踏まえた解決策を建設的に探るべきではないかとの意見が示された。

※参考

著作権審議会第10小委員会(私的録音・録画関係)報告書(平成3年12月)(抜粋)

第5章 結論

第1節 報酬請求権制度の導入について

1. 私的録音・録画問題について何らかの対応策を取ることにについて

1) 現行法第30条が私的録音・録画は自由かつ無償であることを規定した背景としては、立法当時において、私的録音・録画は著作物等の利用に関して零細なものであると予想されており、その実態に照らして著作物等の通常の利用を妨げず、かつ、著作者等の利益を不当に害しないものであると考えられたからである。しかし、その後の実態の推移によって、現在では、私的録音・録画は著作物等の有力な利用形態として、広範に、かつ、大量に行われており、さらに、今後のデジタル技術の発達普及によって質的にも市販のCDやビデオと同等の高品質の複製物が作成されうる状況となりつつある。これらの実態を踏まえれば、私的録音・録画は、総体として、その量的な側面からも、質的な側面からも、立法当時予定していたような実態を超えて著作者等の利益を害している状態に至っているということができ、さらに今後のデジタル化の進展によっては、著作物等の「通常の利用」にも影響を与えうるような状況も予想されるところである。このようなことから、現行法立法当時には予測できなかった不利益から著作者等の利益を保護する必要が生じていると考える。

本小委員会では、クリエイターへの対価還元手段として、三つの手段について検討を行ってきた。そのうち、契約と技術による対価還元手段については、昨年度の時点では、実効性ある具体的なモデルの確認にまで至らなかった（「今後、実効性ある契約と技術による対価還元モデルが構築され、どのように有効に機能しうるのか、推移を見守っていくことが重要である」）ほか、クリエイター育成基金については、財源の確保や分配等に係る課題が指摘された。このことから、対価還元手段としては、あくまでも、代替措置が構築されるまでの手当てとして、引き続き、私的録音録画補償金制度により対価還元を模索する

(複製の実態に沿った柔軟なスキームとする) ことが現実的であるとする意見が示されたところである。

そこで本年度は、昨年度までの検討結果を踏まえて、具体的な制度設計の検討を進めているが、このように、代替措置が構築されるまでの手当てとして、引き続き補償金制度で対応し、「複製の実態に沿った柔軟なスキーム」とする場合であっても、どのような制度が有効に機能しうるのか、本小委員会として、その方向性を明確にする必要がある。なお、その際、昨年度の時点では、契約と技術による対価還元手段について、実効性ある具体的なモデルの確認にまでは至らなかったところであるが、補償金制度と、契約と技術による対価還元手段との組合せの是非や可能性等についても、再確認する必要がある。

そこで、現実的かつ実効的なクリエイターへの対価還元手段を構築していく観点から、以下の点について検討を深める。

<当面の手当てについて>

問1 当面の手当てとして、補償金制度の見直しを行い、汎用機の対象化を検討する場合、以下の課題についてはどのように解決・整理できるか。

(1) 私的録音録画を行わない購入者への補償金返還の実効性をどう確保できるか

私的録音録画を行う蓋然性が必ずしも高くない汎用機を対象とする場合、私的録音録画を行わない購入者への補償金返還の実効性をいかに確保できるか。また、それらの補償金を徴収する事業者等の対応コストなどの社会的コストをどのように評価するか。

(2) 録音録画機能の多様な提供主体の責任についてどう考えるか

現行制度においては、特定機器・記録媒体の製造業者等が協力義務者とされているが、録音録画機能が、汎用機本体（ハードウェア）のみならず、ソフトウェア等も複合的に機能して実現される場合に、それらの機能の提供主体（汎用機の製造業者や輸入業者以外）を、補償金制度においてどう評価すべきか。また、そのような汎用機による録音録画機能と用途・使用実態を把握するための調査は誰がいつ実施し、コストを誰が負担するか。

(3) 課金対象を「機器」「記録媒体」に限定している現状についてどう考えるか

補償金制度を取り入れている欧州諸国は「機器」「記録媒体」を対象としているが、これら以外に、汎用機を使用して私的録音録画を行うことに寄与しうるソフトウェアやサービス等（例：クラウドサービス）は補償金の対象とすべきか。仮に対象とした場合、その対象範囲はどのように考えるか。また、徴収方法等は見直す必要があるか。

問2 上記について解決が困難な課題がある場合に、現実的かつ実効的な解決策として、どのようなものが具体的に考えられるかという観点から、特に「録音」を念頭に、以下についてお答えください。

(4) ダウンロード型音楽配信に係る対価還元策をどう考えるか

ダウンロード型音楽配信については、マルチデバイスへのダウンロードにつき、「契約と技術による対価還元手段」が有効に機能しているが、消費者は当該ダウンロード以降の私的録音を行う必要性に乏しいので、補償金制度による対価還元策を検討する必要性に乏しいとの意見がある。これについて、どう考えるか。

(5) パッケージソフト（レンタルCD等）に係る対価還元策をどう考えるか

パッケージソフト（例：購入したCD、レンタルCD等）については、消費者による私的録音の可能性が高いが、購入価格等に消費者による私的録音の対価を含めること等により、対価還元は実現できるとする意見がある。これについては、契約モデルとして成り立たないとする意見も出されたが、どう考えるか。

(6) 補償金制度による現実的な解決策としてはどのようなものが考えられるか

私的録音に関し、対価還元の必要性があるが「契約と技術による対価還元手段」では対価還元が実現できない場合、当面の手当てとしては、補償金制度で対応することが現実的と考えられるが、この場合、上記問1の課題も踏まえつつ、どのような解決策が考えられるか。この点、私的録音を目的として市場に供されているか否かで対象機器等を判断することが提案されたが、これについてどう考えるか。また、それによりカバーされない機器等による私的録音に関しては、対価還元策の在り方について、どのように考えるべきか。

問3 現実的かつ実効的な対価還元手段として、どのような在り方が考えられるかという観点から、特に「録画」を念頭に、以下についてお答えください。

(7) 技術によるコントロールがある場合の補償の要否はどう考えるか

技術によりコントロールされている範囲の録画については、対価還元は不要であるとする意見があった一方、放送におけるコピー制御の規格は、権利者が選択したものではないとの発言があった。また、ダビング10の導入を示した総務省情報通信審議会の間答申（平成20年6月）においては、適正な対価の還元に関して、補償金制度のあり方が情報通信審議会の検討対象とはならない点は「異論はみられない」と明示されている。私的録画が可能な流通形態としては、特に「放送」が念頭に置かれているが、放送される動画コンテンツの複製に係る補償の必要性について、どのように考えるべきか。例えば、無料放送に係る録画については、技術上ダビング10によりコピー回数が制御されているが、実際には視聴者のコピー回数が上限を大きく下回る場合に、当該コピー制御技術の有無は、私的録画に係る補償の要否を判断するに当たり考慮すべき

要素と考えるべきか。

(8) 私的録画に係る望ましい対価還元手段はどう考えるか

放送される動画コンテンツに係る対価還元については、補償金制度によらずとも、契約と技術による対価還元が可能であるとする意見があるが、これについてどう考えるか。

問4 私的録音録画に係る対価還元策の具体的な制度設計に係るその他の課題について、以下についてお答えください。

(9) 「当面の手当て」としての対価還元策について、上記以外に検討すべき課題はあるか

私的録音録画に係る当面の手当てとしての対価還元の具体的な制度設計について、上記問1～3((1)－(8))以外に、検討すべき論点はあるか。ある場合は、論点の内容と、その論点について、どのように解決策を考えるべきか。

<将来像について>

問5 対価還元手段の将来像に関し、以下についてお答えください。

(10) 「当面の手当て」としての措置は、どのような状況になれば「当面」ではなくなるか

補償金制度の見直しにより「当面の手当て」を行う場合、いつ、どのような状況になれば、「当面の手当て」としての役割を終えることになるか。その際に、30条1項及び2項の在り方は、どのような状況になることが考えられるか。



委員意見は別紙の通り

II 各論

【1. 私的録音録画補償金制度の見直し】

(1) 対象機器・記録媒体について

①対象機器・記録媒体の範囲

〔現状〕 私的録音録画補償金制度の対象は、現在、一部の専用機器・記録媒体に限定されており、専用機器・記録媒体であっても、私的録音に実際に使用されていることが確認された機器・記録媒体一体型の録音専用機器や、汎用機器（パソコン、スマートフォン等）等は対象とされていない。（法第30条第2項）

昨年度検討された論点

- ✓ 汎用機器等を使用して私的複製が現に行われている実態をどう考慮すべきか。
- ✓ 契約と技術による対価還元ビジネスモデルが構築される場合、その在り方により、対象機器・記録媒体の範囲は具体的にどのように確定されるか。



昨年度審議経過報告における整理

- 対象機器・記録媒体の範囲について見直しを行う際には、現在指定されている機器・記録媒体以外の機器・記録媒体について、実際に何を対象としていくべきか、及び、その補償金額の水準をどのようにすべきかについては、私的複製の実態とともに、契約と技術による対価還元モデルの構築状況等も勘案しつつ決定する（柔軟な運用を可能とする方向での見直しを行う）ことが望まれる。



更なる検討課題例

検討課題 1-1 スマートフォンについては、無料でストリーミング配信されているコンテンツについて、画面収録をすることができる機能も登場しているが、対象機器・記録媒体の範囲の判断において、当該機能はどのように評価できるか。

<主な意見>

（画面収録機能に着目して補償金対象とすることに否定的な意見）

- YouTube は画面収録可能であるが、YouTube 掲載コンテンツは大半が一般ユーザーによる投稿であり、特に私的複製が問題になるようなものではない。本来はアプリ提供者に対し、特定コンテンツのみ画面収録させない機能の実装を求めるといったことが先に来るべき。
- 画面収録は、機器によって機能の実現方法が異なる（OSレベル／アプリケーションレベル）。また、画面収録機能の目的は、私的録音録画等の特定の用途を目的としておらず、

汎用機器として提供されており、個人ユーザーが電話の操作やメールの送り方等の各種機能の操作方法を誰かに教えたり、アプリ開発者がどのように自身が開発したアプリが動作するかを説明すること等が主な目的である。コンテンツ配信サービス提供者やアプリ開発者は「画面収録」をされないことを選択できる。

- YouTube の利用規約上は、コンテンツのダウンロードが原則禁止されている。無料でストリーミングされたコンテンツの画面収録は規約違反であり、違法ダウンロードである。利用規約違反をどう評価するかにも関わりうるが、補償の対象となる私的複製（30条1項）の対象外ではないか。

（画面収録機能に着目して補償金対象とすることに肯定的な意見）

- 私的録音録画補償金制度の趣旨に照らして総合的に判断するならば、対象としない理由は見出しがたい。
- 画面収録機能の主たる目的が私的複製の促進ではないとしても、当該機能やその他の方法により私的複製が可能であれば対象機器とすべき。
- かつて録音目的で販売されているわけではなかったデータ用 CD—R への私的録音が盛んに行われるようになっていった経緯等もあり、画面収録による複製の法的位置付けを明確にしておく必要がある。
- 私的複製の促進を目的としていないとはいえ、そこで複製が行われることは事実である。音楽の視聴手段のトップを占める YouTube を録音録画できることの影響は大きい。
- 30条1項から除外される複製は、「著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」であり、規約違反があることで30条1項から当然に対象外とされるものではない。

（その他）

- アプリとハードウェアによって私的複製が可能となるのであれば、基本的に画面収録機能も対象になり得ると考えるが、当該機能の動向や実態調査等を踏まえ、継続検討すべき。

検討課題 1-2 私的複製の実態を踏まえて、汎用機器等を補償金制度の対象としてよいか。

<主な意見>

（汎用機器等を補償金対象とすることに否定的な意見）

- 汎用機器については、（補償金制度の対象外の）配信由来の録音も多いと考えられるところ、（補償が必要な）私的複製の量がどのくらいかは、昨年度の実態調査結果からは明らかとはいえない。
- 汎用機器が私的複製に使われているという何らかの確証を得る方法があればいいが、

「使用される可能性」を元に広く汎用機器全体を対象とすることは、国民の理解は得られない。2007年にApple iPodを対象としようとした際に、世論やメディアが大反発した経緯もあり、国民に広く理解が得られる制度設計であることが重要。

- 補償金制度の対象とするか否かの判断にあたっては、私的複製ができる可能性があるから当然に課金するというだけでなく、その複製が補償金によってしか填補できないような不利益を生じさせるものなのかという実態をみるべきではないか。
- 配信サービスが今後主流になっていくと考えられるので、補償金制度は廃止方向であり、仮に今回補償金制度を残すにしても、過渡的な措置と理解。汎用機器を対象としたり、抽象度を高めた規定としたりして制度を拡大することには賛成できない。
- 録音機能があることが即ち楽曲等の私的複製に直ちに繋がるわけではなく、かつ各ステークホルダーのサービス提供方法やユーザーの機器利用方法に著しく影響を受ける状況をどう評価するのか。本体メーカー、外部付属機器メーカー、ソフトウェアやアプリ提供者、OS提供者、キャリア等の複数者が関わる場合に、「機能の提供主体」をどう評価するか。仮に補償金を支払うとした場合、その主体やタイミングについて、機能の実装状況を考慮する必要があるのではないか。
- 法的不利益の存在が即ち補償金の必要性につながらないのではないか。私的録音録画を行わない消費者にとっては財産権の侵害ともなりうることから、そういった法益とのバランスも念頭におくべきではないか。私的録音録画を行わない消費者の財産権の侵害とその緩和方法として実効性のある返還方法の確立をすべきであるが、従来の申出による返還制度には実効性が事実上なかった。新たに実効性のある制度構築が可能なのか。
- (汎用機器・機能を補償金の対象とする場合、)私的録音録画を行わない消費者にとって財産権の侵害ともなりうるほか、対価を回収する事業者等の対応コストなどの社会的コストも発生する。それらをどのように評価するのか。

(汎用機器等を補償金対象とすることに肯定的な意見)

- 汎用機器は私的複製の実態を踏まえ、対象とすべき。
- 私的複製が可能である以上、汎用機器も基本的に対象としたうえで、実態調査を踏まえて、対象とするか否か、対象とする場合の補償金額を検討すべき。
- 私的複製の頻度、量については実態調査の結果をみて評価・検討すべき。
- 実態調査を継続的に実施した結果、「権利者の不利益がない」と言えるほど私的複製の量が小さいと認められる状況となった場合には、将来的に補償金制度を見直すことはあり得る。しかしながら、現在の録画機器の普及状況、録画可能なデータ容量やその拡張の状況等を見る限り、「私的複製による影響が全くないとは言えない(補償金が全く不要との状況にはない)」ことは明白であり、少なくとも現時点で、制度自体の根本的な考え方を変更するほどの立法事実の変化はない。
- 補償金を支払うことにより、ユーザーは入手した複製手段を使用して適法に私的複製を行い得る地位を得たと解釈すれば、汎用機器を対象とすることの(私的複製をしな

いユーザーも補償金を支払わなければならないという) 不公平は生じないのではないか。支払義務者を「製造業者等」に変更する場合は、おそらく「複製手段の提供」に着目した制度となることから、この場合も不公平が生じないと思われる。企業等による専らビジネスユースを目的とする汎用機については、一定の基準を設けて補償金の対象から除外することが考えられる。

- 欧州諸国では、汎用機器であっても、そこで私的複製をしている実態があるため対象に含まれている。
- 技術の進展により、パソコンを経由せずとも、CDからスマートフォンに録音することができる機器も販売されている。当該機器については対象に含まれると考えられるが、当該機器単体では私的録音が行われなため、理解が得られにくい。制度として実効性を持たせるには、補償の対象とする機器の範囲を、専用・汎用の区別なく「直接私的複製に供される機器」とすれば充分と考える。

(汎用機器等をめぐる全般的な課題)

- 著作物の私的録音録画を目的としない汎用機能について「機能の目的」はどう評価するか。
- 「機能とその用途・使用実態の関係」をどのように捉え評価するか、そのためのコストを誰が負担するか。
- 補償金制度導入当初、機器といえばハードウェアであったが、現在は画面収録ができるアプリなどのソフトウェアが絡んで初めて複製ができることもある。特に、誰がどのように補償金の支払を行うべきかということとの関係で、補償金制度の対象を議論するときに、両者は別々に考えるべきなのか、両方なのか、合体として考えるべきなのかが課題となるだろう。
- 録音録画機能が、ハードウェア（機器）単体ではなく、ソフトウェアを組み込むことで初めて実現する場合や、複数のハードウェア・ソフトウェアの組合せで実現している場合に、補償金制度の対象をどう考えるべきか。
- 汎用機器・媒体を対象とすることの問題点は、104条の4の特例によって、機器・媒体の購入に当たって、一括の支払を受けようとするためである（汎用性のあるものだと、私的録音録画との関係性が一様ではなく、一括支払を正当化しづらい）。逆に言えば、どのような支払方式を想定するかによって、汎用機器・媒体を対象とするかどうか異なりうる。例えば、仮に、私的録音録画を行う者から、私的録音録画の都度支払を受けるシステムなら、汎用機器・媒体（を用いた私的録音録画）についても対象とすることに何ら難しい点はない。一方で、特例による一括支払を維持する場合は、正当化の難しさは依然として残る。汎用機器・媒体を対象とすることを議論する上では、どのような支払方式をとるかを同時に議論すべき。

(クラウドについて)

- クラウドサービスへの対応については議論があるが、法令上は、私的複製に供される

機器及び記録媒体とともに、「サービス」を対象として規定すればよいのではないか。

- 過去に本小委員会においてロッカー型クラウドサービス（タイプ2）については私的使用目的の複製と整理されていることから、私的複製に供される機器・媒体に「サービス」として加えることが適切であると考えるが、現時点では課題も多く、今後も海外の状況を踏まえ検討する必要がある。
- クラウドサービスも対象とすべきであるが、サービス提供者が海外事業者の場合にどのように運用するか等の課題があることから当面は対象としない。

（補償金の対象とすべき機器等を特定する場合の考え方）

- 通常私的録音録画に供される機器等を対象とし、業務用の機器等や例外的にのみ私的録音録画に供される機器等を対象外とする。
- 現在の枠組みに乗せて考えるのであれば、機器等の商品が「小売りに供された時点の状況」（私的録音録画ができるものとして売り出されているか）で判断すべき。
- 汎用機器について議論になっているが、録音等の専用機器のうち、現在指定されていない機器・記録媒体一体型の機器（iPod やウォークマン等）は対象とすべきことは確認したい。

②対象機器・記録媒体の決定方法

〔現状〕 現行制度においては、その購入において補償金の支払義務が発生する対象機器・記録媒体について、政令で定めることとしており、著作権法施行令において、技術仕様に着目した規定により、録音・録画専用機器及び記録媒体について、個別に指定されている（施行令1条及び1条の2）。

昨年度検討された論点

- ✓ 政令指定方式を改め、法令で定める基準に照らして、公的な評価機関の審議を経て、文化庁が定める方法とすべきか。



昨年度審議経過報告における整理

- 現行の政令指定の在り方は、法的安定性及び対象機器等の特定の明確性の点で優れていると言えるが、その一方で、技術の実態や私的録音の実態が反映されにくいとの指摘もある。
- 私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とする方向での見直しを行う際には、現行制度の政令指定方式について、抽象度を高めた規定内容とすることも考えられる。



更なる検討課題例

検討課題2 私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とするには、具体的にどのような決定方法が望ましいか。

<主な意見>

(現行の政令指定方式の見直しに否定的な意見)

- 「柔軟な運用を可能とする」ことについてのコンセンサスが得られているかのような課題提起そのものに違和感があり同意できない。機器等が特定されれば一律に課金する仕組みである以上、少なくとも現行の政令指定方式のように、慎重な議論を踏まえた決定がなされるべき。
- 政令指定方式は、明確性・法的安定性の確保の観点のみならず、対応の迅速性の観点でも利があるとされるところ、他の方式を採用する合理的な理由は何か。他の方式を採用した場合、上記観点や公平性をどう確保するのか。
- 政令指定方式という慎重な方式が採用されるべき。仮に関係者協議とする場合には、権利者、私的録音録画を行う者（消費者）、製造業者、サービス業者と一定の協力義務を負う者等全ての関係者の協議による「全会一致」を原則とし、かつ、定期的に見直すべき。
- 汎用機器を対象にする場合、録音録画を行わない者から補償金を徴収すると財産権の侵害の可能性がある。よって、明確性の観点からすれば、対象機器等を技術的に表現するのはむしろ当然。

(現行の政令指定方式の見直しに肯定的な意見)

- 現行の政令は技術的仕様に着目した規定であり、政令を見ただけでは対象機器等は理解できない。また、政令改正には閣議決定が必要であり、対象機器等の決定において、機動的な対応が困難。
- 現在の政令指定方式は、実態とかなり乖離していることから、機能しなくなっている。現行制度を維持するのはよいが、それだと全く機能しないことになる。
- 現行の政令指定方式では実効性がないことは明らか。現行制度を機能させる観点からは、法令で対象を広く認め、該当するものは全て補償金の対象とすべき。
- 補償金制度の現状をみても、対象機器・媒体等を指定しておく現行方式では機能しないことは明らかであり、将来の技術の進歩や環境変化等にも対応できるよう、「直接私的複製に供される機器、媒体」などのように対象を広く規定しておくことが望ましい。
- 技術の進展に伴う新たな私的複製形態の登場に対しては、条文上、対象を広く規定しておくことで対応できるのではないか。
- 法令で幅広く対象としたうえで、具体的な対象は会議体で決定していく方式が望ましい。会議体で一定期間内に結論が得られることを担保するため、多数決方式の導入や、一定の期限内に結論を出すことを課すなどが考えられるが、万が一結論が得られ

なかった場合の方策についても明確化すべき。

- 法令で幅広く対象としたうえで、法的権限を有する専門機関が、柔軟に対象機器等や補償金額を設定できるようにすることも選択肢である。
- 法令で幅広く対象としたうえで、具体的な対象は、文化審議会に諮問の上文化庁長官が決定する。決定に当たっては、私的録音録画に供されている割合や DRM の程度を考慮する。
- 私的複製の実態を柔軟に反映していく場合、政令指定方式は課題。閣議決定により政令で決めるのではなく、政令レベルでは柔軟なものとして、具体的なレベルは規則や告示に再委任することで、機動的に決定していく仕組みも考えられないか。

(その他)

- 当該機器等を使用して実際に私的録音録画するかということと、政令指定方式を維持すべきかということは、直接は関係ない。政令指定方式の方がメーカーにとって公平になるかどうか、法律で定めて政令指定しない方が公平であるかという観点で考えるべき。
- 30条2項は存在するのであるから、その都度適宜適正に対象機器を政令指定していくという、非常にシンプルなポイントにこの議論は収れんされるのではないか。
- 通常私的録音録画に供される機器等を対象とし、業務用の機器等や例外的にのみ私的録音録画に供される機器等を対象外とする。〔再掲〕
- 現在の枠組みに乗せて考えるのであれば、機器等の商品が「小売りに供された時点の状況」(私的録音録画ができるものとして売り出されているか)で判断すべき。〔再掲〕

③補償金額の決定

〔現状〕 現行制度においては、指定管理団体が、あらかじめ、製造業者等の団体で製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴いた上で、私的録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受ける必要がある。また、文化庁長官は、認可申請のあった補償金額案について、文化審議会（著作権分科会使用料部会）の審議を経て認可することとなっている（法第104条の6）。

昨年度検討された論点

- ✓ 現行制度の方式（申請された案について、文化審議会著作権分科会使用料部会の審議を経て認可）について、見直す必要はあるか（関係者の意見が十分反映される運用改善等を含む）。また、補償金額は、機器等ごとに私的複製の実態等を反映して決定していくことが適切か。



昨年度審議経過報告における整理

- 音楽産業の動向や著作権保護技術の進展、利用者による音楽視聴環境等の変化を踏まえた私的複製の実態が、補償金額に適切に反映される仕組みも必要と考えられる。対象とする機器・記録媒体の範囲の決定について、私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とする方向での制度見直しを行う際には、例えば、私的録音録画に使用される可能性が低い機器等については、補償金の対象から除外したり、補償金の額で調整したりする工夫を行うことが適切である。
- 補償金額の決定方法については、現行制度の枠組みを基本的には維持しつつ、私的録音録画補償金制度の対象とする機器等ごとに、私的複製の実態等を反映して決定していくことが可能となるような工夫を講じる必要があると考えられる。



更なる検討課題例

検討課題3-1 柔軟な運用を可能とするにあたっては、補償金額の決定と対象機器・記録媒体の決定とを一体的に行うことが効率的か。

<主な意見>

- 補償金額の決定と対象機器・記録媒体の決定は密接なので、両者は一体的な形で行うべき。

検討課題3-2 補償金額等の決定において、関係当事者による協議を重視する方式は考えられるか（ただし、独占禁止法との整合性に留意が必要）。

<主な意見>

- きちんと結論が出せることが担保される会議体で決定するのがよい。
- 補償金額は実態に即したものでなければならず、実態調査や売上推移等のデータを参照し、権利者、事業者、利用者の三者の協議により、定期的な見直しをすることが妥当である。
- 関係者の協議による決定は、独占禁止法の適用除外を法定できれば、独占禁止法との関係では問題ないだろうが、そもそも、日本ではドイツのような仲裁制度が確立しておらず、協議で解決を図るドイツ方式は馴染まない。他方、委員会で裁定をするフランスの方式は良いのではないか。また、文化庁長官へ何らかの委員会が答申するスタイルも考えられるが、いずれにしても、多数当事者が関与する会議体は必要と考えられる。
- 関係者の協議における「全会一致」ルールにより機動的な指定ができない現状を改善するため、「多数決」ルールを導入し結論を出すことが重要であり、その決定に不服がある場合は行政訴訟あるいは司法の場で解決する制度とすべき。
- 関係当事者への意見聴取や関係当事者による協議は必要と考えるが、最終的には法的権限を有する専門機関が、柔軟に対象機器等や補償金額を設定できるようにすること

も選択肢である。

- 決定方式としては、現行の仕組み以外に適切な方法は思いつかない。

検討課題 3-3 補償金額の算定に当たっては、どのような要素を考慮すべきか。

<主な意見>

- 補償金額は過去に決定されて以降、見直しが行われておらず、機動的な決め方になっていない。DRM や私的複製の実態といった算定要素を決めておいて、柔軟に補償金額を決定する仕組みがよい。
- 現行の補償金額は定率方式であるため、機器・媒体の価格が発売当初をピークに下落することに伴い補償金額が減っている。容量に応じた定額制とするのがよい。
- 補償金額は、機器・媒体の定価と記録容量を基準とし、DRM や画面収録機能など複製機能の内容に応じて額を決定する方法等が考えられる。
- 補償金額は、機器にあつては複製機能単位の定額とした上で、DRM や私的複製への関与の実態を加味して調整することが考えられる。媒体にあつては容量単位の定額とした上で、私的複製への関与の実態に応じて調整することが考えられる。
- 実態調査結果を考慮要素とすべき。DRM や複製可能なデータ容量と容量の拡張、同時に複製可能なテレビ放送のチャンネル数なども考慮要素になり得る。
- 補償金制度についてユーザーの納得感を得られるようにするためには、外税のような形でユーザーに補償金額を明確に示していくことも必要ではないか。

(2) 補償金の支払義務者

〔現状〕 現行制度においては、私的使用を目的として、特定の機器・記録媒体にデジタル方式の録音・録画を行う者が支払義務を負うこととしつつ（法第 30 条第 2 項）、当該機器・記録媒体の製造又は輸入を業とする者についても、支払の請求及びその受領に関し「協力しなければならない」と定め（法第 104 条の 5）、製造業者及び輸入業者（以下「製造業者等」という。）が支払の協力義務を負うこととされている。

昨年度検討された論点

- ✓ 録音・録画機器等の発達普及に伴い、社会全体として著作物等の利用が促進されてきた反面、録音・録画機器等の発達普及が私的録音・録画を増大せしめる結果をもたらしていることから、権利の保護と著作物の利用との間の調整を図るため、公平の観点上、当該機器等の提供者である製造業者等が、支払に協力する義務を負っている。支払義務者の見直しは、補償金の返還制度の問題の解消にもつながりうるが、このような製造業者等の位置づけを見直す必要はあるか。必要があるとすると、どのような改善方策が考えられるか（「協力義務」の位置づけの見直しや、「協

力義務」の内容の明確化等)。



昨年度審議経過報告における整理

- 下記のような意見が出され、位置付けの見直しについては、抜本的な見直しを行うことについて意見集約には至らなかった。
 - ・ 法制度上、義務という形で強制力がないとなれば補償金制度は事実上機能しない。コンテンツの訴求力を利用して利益を上げる製造業者等について支払義務を課すべきであり、そのような補償金制度は、一般的に国際的な理解がある。
 - ・ 本制度は、私的複製を行う利用者の行為を前提とするものである以上、利用者の行為を捨象して、複製機能を有する機器・記録媒体を提供する製造業者等の支払義務を位置付けることは、法制度として無理があるのではないか。
 - ・ 製造業者等の義務を明確化しようとする場合には、製造業者等と同様に、私的複製の増進に寄与するクラウドサービス等の提供者についても、支払義務者とすべきかを検討する必要がある。かつ、その場合には、海外事業者がいる場合にどのように実効的な運用を確保できるか等も課題となり、現実的に対応困難ではないか。
- 製造業者等について、引き続き、協力義務を負うとした場合であっても、製造業者等の位置付け・役割をより明確にする観点から、法令上、協力すべき行為の明確化を図ることも検討すべきではないか。



更なる検討課題例

検討課題4 製造業者等の位置付け・役割をより明確にする観点から、法令上、協力すべき行為の明確化を図る必要はあるか。明確化を図る場合、具体的にはどのような内容とするべきか。

<主な意見>

(製造業者等の支払義務の位置づけ変更に否定的な意見)

- 私的録音録画の行為主体（消費者）とメーカー等の位置づけ（注：製造者は共同不法行為者ではない認識 vs. ドイツ）をどう整理するのか。
- 現行制度においては、特定機器・媒体の製造業者等が協力義務者とされているが、録音録画機能が複数の技術要素や関係者により提供されている場合に、「機能の提供主体」との関係で、どの者が協力義務を負うべきなのか。
- 本来私的録音録画を行うのはメーカー等ではない中、録音録画行為に直接つながるアクションを捕捉し、上流で対価還回収を行う手段はないのか。
- 製造業者は消費者による私的録音録画を許容する機能を提供することによって利益を上げているのか、それが実際に権利者やクリエイターに損害を与えているのか、その損害が補償金の対象となるような程度のものなのかといった議論が混ざっている。製造業者を支払義務者として責任を負わせられる法的正当性はあるのか。私的録音録画

制度の趣旨に鑑みれば、メーカーに支払義務を課すことには正当化根拠がない。

(製造業者等の支払義務の位置づけ変更に関する肯定的な意見)

- 協力義務の位置付けについて議論されているのは、当事者より、協力義務とは「自然債務」であって具体的な債権的請求権は生じていないという主張が現に生じたためである。制度を実効あらしめるためには、そのような制度は見直す必要がある。
- 補償金制度の円滑な運用のため、製造業者等の位置付けを明確化すべき。
- ユーザーの広範な私的複製の自由の確保と、クリエイターへの適切な対価還元を両立させるための実効性のある補償金制度とするため、製造事業者等を支払義務者とするのが望ましい。
- ドイツ著作権法の考え方のように、30条1項がなければメーカーは責任を負いうる立場であると整理し、消費者の支払義務は残さないことがすっきりする。30条1項の私的複製を認めないのは不幸である。30条1項を残すことを考えれば、支払義務者はメーカーとして、明確にするのが良いのではないか。
- 日本は、メーカーは共同不法行為者になるか否かの議論をせずに、30条1項を維持しつつ、補償金制度を導入し、デジタル録音録画問題の解決を図ろうとしたという立法の経緯を尊重すべきである。著作権法の中に機器メーカー等に関する直接請求権、義務を定めれば、その前提の民事法制全体の議論を得ずとも請求権としては法定できると考える。
- 汎用機器について課金対象とする場合、汎用機器であることによる課題や補償金返還制度の実効性などの課題が指摘されたが、メーカー等の複製手段の提供に起因するという立場に仮に立つのであれば、解決につながる部分もあり、複製手段の提供者を支払義務者とする選択肢を検討する価値はある。
- 現行制度を維持する場合は、現在の実務運用（機器等に補償金を上乗せして販売し、購入者から受領した補償金を指定管理団体に納付すること）を協力義務の内容として明記するとともに、販売に際し補償金額や分配方法を明示することなども協力義務の内容とすることが望ましい。

(製造業者・輸入業者以外の主体の位置づけ)

- 現行制度を維持する場合は、補償金制度に対するユーザーへの更なる周知徹底が必要である。その場合、サービス提供者や販売業者等にも一定の負担が生じるが、複製手段を提供して利益を上げる点では製造業者等と同様であり、これらにも制度上の協力義務を課すということが考えられないか。
- 録音機能があることが即ち楽曲等の私的複製に直ちに繋がるわけではなく、かつ各ステークホルダーのサービス提供方法やユーザーの機器利用方法に著しく影響を受ける状況をどう評価するのか。本体メーカー、外部付属機器メーカー、ソフトウェアやアプリ提供者、OS提供者、キャリア、等の複数者が関わる場合に、「機能の提供主体」をどう評価するか。仮に補償金を支払うとした場合、その主体やタイミングについて、

機能の実装状況を考慮する必要があるのではないか。〔再掲〕

(その他)

- 現行第30条の私的録音録画補償金や、改正法第35条の授業目的公衆送信補償金は、実際の複製等の主体と補償金支払主体が一致していない。したがって、支払義務者の在り方に一律の解があるものではなく、公平の観点等から総合的に検討すべき。
- 現行第30条や改正法第35条における複製等の主体と補償金主体は、それぞれほぼ同視できる関係にあるため問題が小さいのに対し、私的録音録画一般について製造業者や輸入業者に直接の支払義務を課すことはハードルが高いと考えられるので、更なる検討が必要であるが、現行の補償金制度でも製造業者等に協力義務ではなく直接の支払義務を負わせてもよかったと考えるかどうかポイントになるのではないか。
- 著作権法上、ほとんどの場合、著作物を利用する者が補償金を支払うこととなっているが、私的録音録画補償金と授業目的公衆送信補償金は例外である。もっとも、前者については、30条2項に基づく本来的支払義務者は私的録音録画を行う者であり、その意味では原則通りである。しかし、104条の4の特例支払が選択された場合、支払義務者は、私的録音録画を行った者ではなくて、政令指定機器・媒体の最初の購入者となるが、購入者＝私的録音録画を行う者とは必ずしも限らない。一方、後者については、公衆送信を行うのは教師または生徒であるのに対して、支払を行うのは学校（の設置者）であり、利用者と支払者は明らかに異なる。もっとも、場合によっては、手足論や規範的利用主体論で、学校が利用主体と捉えられる場合もあると思うが、必ずしもそうとは限らない。以上のような状況であるにもかかわらず、両補償金で、利用者と支払者の分離が認められているのは、支払手法や支払対象との関係、その実現可能性などからである。よって、誰を支払義務者にするかは、支払手法や支払対象、その実現可能性と併せて総合的に検討されるべき。
- アプリとハードウェアによって私的複製が可能となるのであれば、基本的に画面収録機能は補償金の対象になり得ると考えるが、画面収録機能の動向や実態調査等を踏まえ、支払義務者の問題等と合わせて検討すべき。〔再掲〕

(3) 補償金の分配等

〔現状〕 現行制度においては、補償金の分配に関して、文化庁長官への届出が義務付けられている指定管理団体の補償金関係業務の執行に関する規程に、第30条第2項の規定の趣旨を考慮した分配に関する事項を含まなければならないとされている。(第104条の7) 実態として、現在、私的録音補償金の徴収・分配は、一般社団法人私的録音補償金管理協会(sarah)を通じて実施されている。

昨年度検討された論点

- ✓ 対価還元を機能させるシステムとして、補償金の徴収・分配をどのような仕組みとするか(補償金の分配先・分配方法・文化振興等の目的への支出)。



昨年度審議経過報告における整理

- 本制度は、個々の利用者の私的領域に立ち入ることの限界を前提に、広範な私的複製の許容を基礎とするものであることから、個別の利用実態を把握することには限界があり、また、厳密な分配を行おうとする場合には、取引費用がかえって高騰し、制度として成り立たない。このため、分配の前提となる利用実態については、どのように推定していくかということの合理性が重要であるとともに、共通目的基金との組合せも必要である。



更なる検討課題例

- 検討課題5-1** 補償金制度に内在する課題として、分配を受ける権利者の正確な捕捉の困難性が指摘されており、徴収した補償金の分配・支出の適切性を、具体的にどのように確保すべきか。また、その捕捉手段・実施体制等としては、どのようなものが考えられるか(例えば、定期的な実態調査等)。

<主な意見>

- 指定管理団体において定期的に実態調査を行うとともに、分配は現行通り行う。分配は合理的であることが必要だが、その正確性を必要以上に追求するのはコスト高となる。間接分配の意味合いを持つ共通目的基金の活用により制度全体としてクリエイターに適切に対価が還元されるようにすべき。
- 録画について補償金制度をもう一度作り上げること自体に反対だが、そもそも、放送番組のコンテンツは音楽、バラエティー、スポーツ、ドキュメンタリー等と様々である。補償金額は、それぞれのコンテンツに発生する権利者を把握した上で、それら権利者への報酬とリンクさせるべきではないか。
- 家庭内における個人の私的複製を詳細に把握することは不可能であり、放送番組における全ての権利者を捕捉することはコスト・制度両面で難しいため、幅広い権利者が

管理団体に参加することで、分配等の適切性を確保すべき。

- 購入者にとって受け入れやすい制度という観点からは、消費者の著作権理解は従来より増加していることを踏まえると、補償金による対応を行う環境は整いつつあるといえる。ただし、補償金制度について、その必要性も含め、消費者・購入者に対してきちんと説明をしていく形での制度づくりは必要と考える。

検討課題 5-2 補償金制度導入当時は、録音と録画の機器が分かれており、指定管理団体が二団体存在していた。現在は録音と録画が同一の機器等のできる機器等も販売されているが、録画についても徴収を行う場合には、機器への二重請求の回避や管理費用削減の観点から一つの団体とすべきか。

<主な意見>

- 録音機能、録画機能にそれぞれ特化した専用機市場が縮小し、両機能を有する機器へと遷移しつつある現在の流れを考えれば、補償金は一体的に徴収することが望ましく、管理主体も一元化することが望ましい。

(4) 共通目的事業

[現状] 現行制度においては、著作権等の保護に関する事業及び著作物の創作の振興・普及に資する事業に対して、補償金の2割以内で政令で定める割合に相当する額を支出することとしている。(法第104条の8)

昨年度検討された論点

- ✓ 対価還元を機能させるシステムとして、補償金の徴収・分配をどのような仕組みとするか(補償金の分配先・分配方法・文化振興等の目的への支出)。



昨年度審議経過報告における整理

- 本制度の改善の一環として、共通目的事業を、私的録音等の対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に使用することを目指すクリエイター育成基金の精神に合致させ、国民全体の文化の発展に寄与していくものとして捉えていくことも適切である。
- 本制度は、私的複製に係る権利者に対する対価還元手段であり、その分配・支出先については、権利者の合意があれば、変更可能である。各権利者団体からは、共通目的事業の支出にあたり利用者(ユーザー)の意見も取り入れ、透明性を高めることや、共通目的事業に対する支出割合について、権利者側の合意が得られるのであれば、2割以上としていくことも考えられることについて、意見が出された。



更なる検討課題例

検討課題6-1 共通目的事業について、「クリエイター育成基金」の精神に合致させ、国民全体の文化の発展に寄与していくものとして捉えていくため、具体的にどのような措置を講じるべきか（想定される支出先事業や事業決定の体制等）。

<主な意見>

- 共通目的基金の用途を決定する「共通目的委員会」の委員構成や対外的な広報等の見直しは必要と思われる。
- 新しいクリエイターの発掘や育成を睨み、オーディションやコンテストへの助成、あるいは見本市等への出展費用助成を検討してはどうか。
- （私的録音録画に係る対価還元手段である以上、）支出額をいくらにするかについては、権利者の意思によるべきであり、したがって、補償金制度全体の中で議論すべき。ただし、その場合でも、クリエイター育成に関する支出について、顕彰制度や留学のためのスカラシップなどが考えられるが、支出の管理・運用をどう確保できるのか、運用を一体どこがやるのかといったことも検討は必要。

検討課題6-2 私的録音録画補償金の2割とされている共通目的事業のための支出割合について、見直す場合には、具体的に何割とするべきか。

<主な意見>

- 補償金制度において、権利者は分配の適正性確保のために努力していると思うが、限界はある。このため、未来のアーティストに対する分配を重視することが適切であり、支出割合の上限2割は撤廃し、管理費用を除き、原則として全額を共通目的事業に支出することが適切ではないか。
- 分配すべき権利者の把握に努めることは必要であるが、限界があるから全てを共通目的にすべきというのは極端すぎる。将来にわたりクリエイターを育成することが国民全体にとって利益であり、補償金の一定割合をその目的のために支出するという現行の枠組みは維持すべき。
- 補償金制度において、現在の著作権者に配分する利益を将来の著作権者の利益のために配分するというのは、制度の根幹を崩すものであり、共通目的事業への支出割合は大きくすべきではない。
- 共通目的事業への支出割合の上限を引き上げることもありうるが、それは、権利者の意思に委ねるべき。他方、現行制度においても、クリエイター育成に対して支出することは法文上除外されていないといえるが、全額支出ということは、制度の趣旨から逸脱する。
- 共通目的事業への支出割合について、仮に汎用機器も補償金の対象にしていく場合、

現在の私的録音録画補償金と比較して、実態の正確な捕捉の限界やアウトサイダーの状況等にも鑑みると、現行の2割を超えることにすることには理由がある。

- 補償金は購入時一括払いであるので、将来の権利者への補償の意味合いも含まれており、クリエイター育成を目的として支出することは現在でも可能と考えるが、その趣旨を明確にするため、現行104条の8に「クリエイターの育成に資する事業」を追加し、支出割合については当該事業を加えることを評価して、現行の20%から例えば「30%以下」とするのはどうか。
- 共通目的事業への支出割合の上限引き上げについては、権利者の意思に委ねるとしても、どの段階でその意思を確認できるか。指定管理団体より構成団体に徴収額を支払った後に、会員間での分配において、共通目的事業への支出割合を高めるということであれば理解できる。

【2. 代替措置について】

私的録音録画補償金制度の代替措置の可能性が将来的にありうるものとして、契約と技術による対価還元手段及びクリエイター育成基金について検討された。

2-1. 契約と技術による対価還元手段

昨年度検討された論点

- ✓ 契約と技術による対価還元手段の課題について、それらの課題解決に向けてどのような現実的な方策が考えられるか。特に、契約・技術により実効的な対価還元が実現できる領域の範囲と限界はどこまでか（どのような実効的なビジネスモデルが考えられるか）。



昨年度審議経過報告における整理

- ビジネスモデルは関係当事者間で構築すべき事柄であり、その在り方は多様でありうること、また、少なくとも当事者間で合意される範囲においては、契約と技術による対価還元手段も有効な手段でありうると考えられる。
- 契約と技術による対価還元手段が、録音分野においては、音楽配信サービス以外の領域においても対価還元手段として有効に機能しうるかについては、明確になっていないところであり、いずれにしても、契約と技術による対価手段が馴染みやすい領域とそうではない領域がありうることが確認された。
- 契約と技術による対価還元のビジネスモデルは、限界を有するものでありうる反面、補償すべき程度を検討する際には留意すべき。
- 今後、実効性ある契約と技術による対価還元モデルが構築され、どのように有効に機能しうるのか、推移を見守っていくことが重要である。



更なる検討課題例

検討課題7-1 契約と技術による対価還元手段を、私的録音録画補償金制度の代替措置として想定する場合、どのような実効性ある手段が具体的に想定され、また、そのような措置はいつ実現する見込みがあるか。

<主な意見>

(契約と技術による対価還元手段の可能性と限界について)

- 昨年度の審議経過では、現在の補償金制度を廃止するほどに必要な立法事実はあるかとの意見が示されたが、拡張という方向での議論も結論づけられているわけではない。その意味では、私的複製の可能性が高いと評価されるコンテンツの流通経路において、対価の実還元が十分でない部分が存在するのであれば（例えば、レンタルCD等）、その流通過程で対価の回収と還元が可能ではないか。音楽配信については、ストリーミング配

信は複製が生じないものであり、また、ダウンロードが可能な配信については、当該複製について権利者に直接利益が還元される。市販CDやレンタルCDからの複製について補償の必要があるということであれば、そこに焦点を当てたクリエイターへの還元方策を検討すればよいのではないか。無料放送についても、プライシングインは困難との意見もあったが、大もとの放送の契約のところで、機会があるならそこで対価還元を図ることができるのではないか。

- 権利者によるビジネスは、著作物の利用形態に応じた支分権に係るライセンスにより成り立っている。それぞれの商品の価値やコストを考えながら、対価が設定されており、その対価は、CD 製作にせよ、レンタル CD にせよ、音楽配信にせよ、消費者の手元に届くところまでの権利処理をクリアするものである。他方、消費者の手元に届いて以降の複製行為については、30条1項がある以上、製造事業者やコンテンツ配信事業者は権利処理を行う必要がない前提で成り立っている。仮にそれも権利処理をとされる場合には、購入者が複製をする都度ライセンスを行うことしか、方法は本来ないはずである。しかし、家庭内で行われる複製そのものの把握は、コスト面の課題や現実性に欠けることから、30条1項により私的使用目的の複製の自由利用を認めつつ、それについての法的な不利益を補償金でカバーするのが、補償金制度である。音源の購入時に対価の機会があるといっても、30条1項により消費者は制度上自由利用ができる以上、消費者にそういった権利の処理をしないといけない事実がないので、契約による権利処理には馴染まない。
- 放送においては、契約と技術による対価還元手段は補償金制度の代替措置にはなり得ない。無料放送においてはそもそもプライシングインが不可能である。有料放送においてもコンテンツ購入の際のライセンス条件や視聴料設定の見直しが必要となり、各方面のコンセンサスが得られるかは疑問である。現行のビジネスモデルや権利者・視聴者と有料放送事業者間の契約に大きな変更を余儀なくされることは、いずれの関係者にとっても有益なことではない。
- 放送事業者ないしはコンテンツの権利者は、放送について広告対価は得ているだろうが、そのコンテンツが私的使用のために複製されることについて、クリエイターに対する還元ができているわけではない。 [再掲]

(技術的コントロールと補償の必要性について)

- DRM を付してあるものは、基本的には何らかの形で契約と技術によるコントロールが可能であろうから、補償金額で調整するというのではなく、そもそも補償金は不要と考えるべき。
- DRM の手段は多様であり、そこで起きる私的複製の実態も変わってくるので、可変的に考えていく必要がある。
- 可変的に考えていくということであれば、それは補償金で手当てをする必要はあるのかを検討すべきではないか。
- (機器・記録媒体一体型機器を課金対象とすることについて発言があったが) CD をウ

オークマンに取り込むのは、当該機器で聴くために必要だからである。法的不利益ではなく、実際に権利者に（経済的）損害を与えているかを見るべきである。

- 複製がゼロではない限り補償が必要という議論は不適切で、損害の有無をみるべきだとする意見があるが、現在の補償金制度は、30条1項を無くすことは不幸となるので、30条1項を維持した上で検討しようとしたものである。複製がゼロになれば補償が必要といているわけではなく、昨年度の審議経過報告では、私的複製の実態を踏まえると、現在の補償金制度を廃止するほどの立法事実はないといているのみである。そのことを踏まえた上で、制度の具体的な検討をお願いしたい。
- 録音と録画は区別して議論すべきであり、無料放送については市民にとって重要な情報インフラである一方、スクランブルや諸技術等による不利益・不便さを全国民は被っている。著作権法の観点から見るだけではなくて、市民の側に常に備わっている権利の侵害という面からも見ないと、非常に偏ったものになる。このような制約（DRM）が一切ないのであれば、いまの補償金制度には反対ではあるが、それに類するような対価還元はあってよい。
- 放送事業者ないしはコンテンツの権利者は、放送について広告対価は得ているだろうが、そのコンテンツが私的使用のために複製されることについて、クリエイターに対する還元ができていないわけではない。〔再掲〕
- 無料放送のダビング10は、権利者の「意に沿わない録画」である。
- 映画はワンソース・マルチユースで、あらゆる局面で収益を最大化するというビジネスを展開している。仮にテレビ放送がコピーネバーになれば、リアルタイムで見られなかった方々がそのコンテンツを見たいという欲求があったとして、コンテンツホルダーは次のビジネスを展開できることになる。

検討課題7-2 契約と技術による対価還元手段により私的録音録画に係る対価の還元が実現するとされる場合、著作権法第30条1項における私的録音録画に係る権利制限を維持する必要があるか。

<主な意見>

（30条の見直しに肯定的な意見）

- 契約と技術による対価還元とは、全ての複製がライセンスでコントロールされることを意味する。よってそれを目指すとするならば、まずは30条1項の権利制限の廃止が前提となる。
- 契約と技術による対価還元が実現する範囲においては30条1項の範囲を縮小すべき。
- 契約と技術による私的複製の対価還元の実現とは、配信の場合、権利者はユーザーの私的複製に係る補償金を上乗せして使用料と共に配信事業者から徴収することになるが、これは複製の許諾による対価を徴収することと同じであり、30条1項の権利制

限を認める必要はなくなる。

- 補償金制度の見直しの議論は、汎用機器の扱いを巡ってスタートしたはずだが、「そもそも論」も議論されるようになり、今に至っている。しかし、「そもそも論」の究極の姿は、30条自体をもっと深掘りする、あるいは30条を御破算にしてリセットということになるはずだ。
- 30条2項は、30条1項を前提とする。30条1項があれば、ライセンス契約はできないし、権利者団体として30条1項を無くせと言ったことはない。しかし、仮に全て契約・技術による対価還元を奨励していくとの提案が大勢を占めるのであれば、権利者もそういう方向で腹を決める必要があると考えている（その場合は、30条1項の権利制限規定から私的録音録画を除外する）。しかし、補償金制度には賛成できない、30条を見直すことは許さないという、という主張一辺倒では、議論ができない。
- 我が国のコンテンツ市場の成長の妨げになっている可能性のある諸課題を検討するという観点から、仮に、私的録音録画の実態が、著作者等の経済的利益を不当に害している状態になっているというのであれば（違法複製物からの録音録画、複製物の占有移転後の録音録画物の保持など）、著作権法第30条を見直すなど、私的使用のための複製の範囲を再考するという事も考えうるのではないか。これは、30条を廃止することを主張しているのではなく、30条を現実的な形で設計することを検討してはどうかと提起しているのみである。

（30条の見直しに否定的な意見）

- 現在の音楽や映像コンテンツは多種多様な制作過程によって作られ、その権利も一律に同じ主張がされるものではない。既存の制作プロセス内で作られる商業コンテンツが契約モデルで充足されたからといって、全ての音楽や映像コンテンツに対しての権利制限を撤廃するのは30条の精神に反する。
- 30条1項によって私的な複製が合法に行えることは、一般市民にとって、私的な領域での自由として、文化的生活をおくるため、また文化の発展にとっても、極めて重要。契約と技術によるカバーが進んだからといって、その分野をことさらに権利制限から除く必要はないと考える。私的複製の範囲を限定するべきではない。契約と技術が進んでも、物事には100%ということはない。私的録音録画でゼロではないからといって補償が必要という議論がいつまでも続けられることも多いに疑問。補償が必要な程度とはどれくらいのことかを見極めるべき。どんどん変化していくコンテンツの楽しみ方、新しいビジネスモデルの中で、そもそものコンテンツからクリエイターに正当な対価の還元がなされることを真剣に目指す必要がある。市場にまかせておくだけでは歪みが是正できないのであれば、所管官庁として、文化庁がきちんと（私的複製の補償ではなく）クリエイターへの本来の対価の還元の在り方について、議論の場を設定し、問題を解決していくべき。それがクリエイターへの対価の還元の根本解決だと考える。

- 私的複製の自由の範囲が広いことにより、現実に損害が生じているのか。また、「自由」があるといっても、その自由は今もどんどん狭められている状況である。補償は程度の問題だと思う。複製がゼロではないから補償が必要ということはおかしい。30条の深掘り（見直し）を行うのであれば、全国民的な議論が必要。

（30条を維持しつつ解決策を模索することを目指すべきとの意見）

- 契約・技術による対価還元を図る意見があるが、それは30条1項を廃止することを意味し、個人の日々の複製状況を課金を通じて把握されるというプライバシーがなくなる状態となるが、それが本当に幸せな姿かは疑問。30条1項の廃止を避けるために出来たのが補償金制度である。契約・技術による対価還元だけだと、30条1項廃止論になってしまうので、避けるべき。

2-2. クリエーター育成基金

昨年度検討された論点

- ✓ 補償金、広く国民・事業者等から一定の基金を集める、税金として集めるなどが考えられるかどうか。基金以外の適切な支援の在り方も検討すべきか（税制優遇等）
- ✓ 対価還元の必要性は、私的録音による不利益が根拠となるが、徴収した対価を文化振興・クリエイター育成目的に支出することの理由についてどのように整理ができるか。対象事業等、支出先をどのように決定するか。



昨年度審議経過報告における整理

- クリエーター育成基金を実効性ある形としていくための具体的な姿については、現時点では合意形成にまで至ってはいないが、その目指す方向性については、一定の共有認識が得られた。
- クリエーター育成基金の趣旨を生かす方策として、私的録音録画補償金制度の共通目的事業において生かす形で改善を図っていくことも適切であり、権利者への分配を確保しつつ、共通目的事業をクリエイター育成基金の精神に合致させるものとして、国民全体の文化振興に寄与していくものとして捉えていくことも考えられる。



更なる検討課題例

検討課題 8-1 私的録音録画補償金制度の共通目的事業においてクリエイター育成基金の趣旨を生かす形で改善を図る場合においても、クリエイター育成基金の実現についてさらに検討する必要があるか。

<主な意見>

- これまでの議論では、クリエイター育成基金の可能性を正面から捉えたことがない。一度小委員会の時間全てを使って、実現可能性の高い仕組みについて議論すべき。
- 若いクリエイターを支援することについて、権利者団体も反対ではないだろう。原資、集金システム、分配、事務局構造など、アイデア出しをし、議論をしなければ、本手段について検討をしたとはいえないのではないか。検討のタイミングは主査に任せたい。
- クリエーター育成基金の原資はどこに求めるべきか。また、間接的な分配となってしまうところ、個々のクリエイターに対しどのような還元がされるかという部分も踏まえた設計をしなければいけないとすると、どうすればよいのか、課題が残るといえる。
- 私的録音録画に関して対価回収したものを、権利者に直接分配せずにクリエイター全員の共通利益になるものための原資に回すということであり、他の二つの手段（補償金制度及び契約・技術による対価還元手段）と並べて議論することには、非常に違和感がある。

- クリエイター育成については、文化芸術振興政策全体の中の一部として、別枠の中で考えるべき問題ではないか。
- クリエイター育成基金においては、「損害を被っているとされる著作権者」と「受益者になるであろう、育成される対象のクリエイター」の不一致が生じるが、誰がどれくらい損害を被っているかということの正確な把握が極めて困難であるという技術的な理由だけで正当化できるのか疑問であり、その配分も極めて難しい。そもそもどの国の文化行政においても、団体や組織への助成が中心であり、アーティストやクリエイター個人への直接的な資金助成は限られている。政策目標があれば分野を絞ったり目的を明確にすることで政策としての整合性、合理性を保てるが、当該基金の原資の性質に照らし、どのような目的でクリエイター育成を行うことが望ましいのかを決定することは難しいだろう。以上より、当該基金の設立には慎重にならざるを得ない。
- (私的録音録画に係る対価還元手段である以上、) 支出額をいくらにするかについては、権利者の意思によるべきであり、したがって、補償金制度全体の中で議論すべき。ただし、その場合でも、クリエイター育成に関する支出について、顕彰制度や留学のためのスカラシップなどが考えられるが、支出の管理・運用をどう確保できるのか、運用を一体どこがやるのかといったことも検討は必要。[再掲]

検討課題 8-2 クリエーター育成基金の実現について模索する必要がある場合、実現可能性が高い仕組み・内容として、どのようなものが考えられるか。

<主な意見>

I 対価還元手段の全体像に関する委員意見

(1) 私的録音録画を行わない購入者への補償金返還の実効性をどう確保できるか

御意見

私的録音録画を行わない購入者への補償金の返還は、多大な社会的なコストを生じさせ、実質的な実効性確保はできないのではないかと考える。そのため、私的録音録画を行う蓋然性の高くないPCやスマートフォン等の汎用機は、そもそも補償金制度の対象とすべきではないと考える。(今子委員)

汎用性が高い機器を対象にすればするほど、私的録音録画を行わない購入者の割合が高くなる。補償金返還制度は、私的複製を行う蓋然性の高い専用機を対象とした補償金制度にあわせて導入されたものである。現行ですら実効性が確保されているといい難いところ、蓋然性の低い汎用機を対象にした返還制度によって、多数の消費者に不便や不利益を押し付けることは許されない。私的録音録画に使用しない購入者を含め、最初に一律に補償金をとり、返還してほしい手続きせよというのは、消費者の権利を侵害している。広く薄く、税金のように消費者からお金を徴収する制度は、高い公平性・公正性・透明性の確保が求められる。汎用機を制度の対象にするべきではない。(河村委員)

一般的な補償の概念とは、何らかの損害を被った事実に対して補償が発生するものであるところ、本制度の場合は機器及びメディア購入時において、補償を先払いするという特殊性を持っている。これは元々私的録音録画に供される蓋然性の高さ故に、妥当性があった仕組みである。一方蓋然性が低い場合においては、こうした仕組みでは返金手続き等の作業量が膨大に積み上がってゆく可能性があり、こうした事務手数料で収集した補償金がなくなってしまうのでは、制度を動かす意味がない。したがって汎用機であっても、相当の蓋然性を以て私的録音録画に供されるであろう販売形態や広告宣伝を行っているものに限定すべきである。(小寺委員)

支払義務者を従前通り「購入者」とする場合は、より実効性の高い返還制度の検討が求められると考えるが、媒体と機器が明確に区別されていた過去においても、私的録音録画に利用しないことの立証は追記のできない光メディア等に限られ、機器については立証不能であるとの点で制度の運用に一定の限界があった。まして昨今のように機器と媒体が一体化していく現況下にあってはさらにその困難さが増していると考える。手続きの簡素化など一定の取組は可能ではあるものの限界があると思われることから、それ以前に私的録音録画には供され得ない、例えば企業等が購入する機器等をあらかじめ制度の対象から除外するなどして、返還が必要な領域を可能な限り狭めるということが考えられる。また、支払義務者を購入者のままとする制度を考えた場合は、購入者の更なる理解が前提となることから、「低廉な補償金を負担することによって30条1項の私的録音録画を適法に行える地位を得る」との事を周知徹底することにむしろ重きを置いてはどうか。(椎名委員)

媒体の場合は、事後的に私的録音録画を行わなかったことを購入者が証明することは可能なため、従来どおり申請に基づく返還は維持すべきであるが、返還申請をネット上でできるようにするなどの簡便化は必要である。録音録画機器の場合は、私的録音録画をしなかったことを事後的に証明することは不可能であり、さらに検討が必要である。(世古委員)

現状が示すとおり、ユーザーへの負担が過大であることから、事後のオプトアウト方式による返還請求の実効性の確保は困難であることが明らかである。したがって、できるだけそのような返還請求がおこらない形での制度設計が望ましい。一案として、私的録音録画を行うユーザから事前に承諾を得て支払いを受けるオプトイン方式もありうるが、その場合、当該ユーザからの承諾の取得者や取得方法、対価の回収方法や還元手段をどうするかなど、社会的コストの観点からも課題が多いことは容易に想像できる。汎用機を補償金の対象にせずとも、私的録音録画が行われる蓋然性の最も高い、私的録音録画を行う者に最も近いポイントでの対価回収を行うことが、透明性の観点からもより現実的であり、これにより返還請求の問題は回避可能と考える（例：レンタルCDショップでのCD貸出時のユーザーからの徴収など）。なお、この方法にオプトイン方式を組合せれば（例：レンタルCDショップでユーザーが私的録音を行うか否か確認し、行う場合にのみ対価を徴収など）、返還請求の必要性はさらに低減できるものとする。

なお、そもそも論であるが、私的録音録画に用いる蓋然性が必ずしも高くない汎用機について、私的録音録画に用いられないにも関わらず、まず補償金を徴収し、次にその返還を考えると、（機器購入者の財産権侵害であるという法的理由もあるが）本末転倒だと考えている。私的録音録画を行う者に対して、私的録音録画補償金を受ける権利者が直接請求する（従い返還の必要なし）のが制度の本旨であり、著作権法104条の2以下の現行補償金制度はその特例にすぎない。（太佐委員）

現行通り特例による支払義務者が特定機器等の購入者であることを前提とすると、汎用機を対象とする場合には返還制度の改善が必要と考える。具体的には、返還申請手続きがインターネット経由ですべて完結するようにすべきである（インターネットでの申請、添付書類の簡素化（例えば、身分証明書及び購入した機器等の保証書等を写真撮影しそれを申請書に添付する）等）。（高杉委員）

現状の補償金返還制度も実質的には機能しておらず、ほぼ機能していない対象機器等に関する返還制度についてはその廃止等が検討されるべきである。そのような観点からは、そもそも汎用機器について補償金返還制度を採用すべきではない。

今日のデジタル機器の性能、ユーザの利用の実情、私的利用の実態の捕捉困難性、その社会的コスト等を踏まえた場合、汎用機器に関する私的録音録画補償金制度は、利用実態調査のデータを根拠とした割合的徴収を行うことで完結する制度として再構成される必要がある。それは、私的録音録画補償金制度においては個々人としての購入者を当事者と捉えるのではなく、集団的存在としての購入者層というものを想定し、当該集団が負担することによる再分配の仕組みとして再定義されることになる。

理論的には、私的利用を行わない者への補償金返還制度の存在を私的録音録画補償金の正当化根拠とする思考から、購入者が合法的にそれら機器を自由に私的使用することが可能となる法的地位の取得対価として理論づけるという視座の転換が必要とされよう。（龍村委員）

幅広く補償金対象機器を指定しておくこと当然に私的録音録画を行わない購入者の割合が増える。仮に簡便に補償金の返還を受けられる仕組みを設けるとしても、それでも、一部の私的録音録画を行う購入者から補償金を徴収するために、他の大多数の購入者に一時的な補償金相当額の負担と返還というコストと手間をシフトさせるものであるため、とうてい消費者の理解を得られる仕組みとは思われない。返還請求制度により私的録音録画を行わない購入者の不公平感、不利益を是正することができることを考えること自体に無理があるとする。（丸橋委員）

例えば隔年ごとで利用者調査を行ったうえで権利者以外の第三者も含む委員会・検討会などで料率を設定するのが妥当ではないかと考える。旧SARVHで行っていた返還制度もよいと思われるが、返還請求に伴う利用者の手間を考えた場合には好ましくない点もある。（宮下委員）

(2) 録音録画機能の多様な提供主体の責任についてどう考えるか

御意見

汎用機や汎用的なソフトウェア、サービスについて、私的録音録画を行うことに寄与しうることのみをもって、その提供主体の責任を問うことには無理がある。(今子委員)

上記(1)の意見の通り、汎用機を対象とすることは妥当ではないと考える。一方、もっぱら私的録音録画のために提供されるソフトウェア等の機能が存在するとしたら、専用機を対象とする現行の考え方から、検討することには一定の理屈はあると考える。その際は消費者にとって二重課金とならないかという視点も含め、用途・使用実態を正確に調査する必要があるが、コストをかけてそのような調査することは現実的ではないのではないかと。(河村委員)

汎用機にソフトウェアとして実装されている録音録画機能は、私的複製に該当する行為に使われることを予定していないケースはかなり多いと思われる。通常はソフトウェアの説明として、利用目的が明示されているものであり、すべての録音・録画機能があるソフトウェアすべてにおいて補償金の対象となるとは評価できない。また、ハードウェアとソフトウェアを分離した場合、補償金の二重取りとなる可能性が高まるため、慎重な判断が必要である。(小寺委員)

録音録画機能の提供主体を考えた場合、現時点においては、従前のように機器媒体メーカー等にとどまらず、多目的機器に付加することにより同様の機能を実現するソフトウェアの提供者や、ウェブ上での複製を可能とするサービスの提供者にまで多様化しており、機器媒体メーカーのみを制度の対象とすることには不公平がある。こうした部分の「責任」の制度への関与について、「支払義務者」とするのか、現行の「協力義務者」を維持するのかについてはまさに議論が行われており、その動向を注視したいが、「協力義務者」としての位置づけを変えない場合は、協力義務の実効性を法律上明確化する必要がある。また、直接的な「機能の提供者」ではないものの、機器等を販売して利益を上げる販売事業者等に、ユーザーへの制度周知や、補償金徴収に係る協力を担っていただく余地はないだろうか。(椎名委員)

著作権法に私的録音録画補償金制度が導入された1992年当時と違い、現在ではPCなどの汎用機と共に私的録音録画を実現可能にするアプリケーションソフトが提供されている。このようなアプリケーションソフトの提供者は、汎用機器の製造業者等と共同して消費者の私的録音録画に寄与している側面はあるが、権利者の不利益を補償することを目的とする制度としてみれば、アプリケーションソフトの提供主体にまで責任範囲を広げる必要はなく、著作物の固定が可能な機器・媒体等を補償金の対象とすればこの目的は達成されるものと考えられる。CDのリッピング機能のみを独立させた機器の製造業者についても、同様である。(世古委員)

現行補償金制度での補償金の支払いが、機器・媒体(機材)の購入と関係付けられているのは、「ユーザーによる録音・録画機器又は機材の購入は、ほとんどの場合、それらを用いた著作物等の私的録音・録画が予定されている」(第10小委報告書)ことを根拠としているが、汎用機器・媒体においては、その前提が大きく崩れている。即ち、機器提供者≠(補償金の対象となる)私的録音録画機能提供者であったのに対し、機器提供者≠録音録画機能提供者≠私的録音録画機能提供者である場合が多々あり、かつ、消費者が私的録音録画機能を使用しない可能性も十分ある。したがって、仮に汎用機を対象とすることを検討する場合には、製品(ハード、ソフト)毎に、個別にその実態を調査することが必須となるが、そのための工数とコストは膨大となり、調査を行うのは非現実的である。仮に調査を行う場合であっても、調査の趣旨は権利行使の根拠となるのであろうから、その責任とコスト負担は補償金徴収にかかる権利を行使する者(あるいは指定管理団体)にあることは自明と考える。ただし、調査内容も含めて第三者に委任する等、その透明性に疑義が生じないようにすべきである。

さらに、ハード(機器)単体ではなく、ソフトを組み込むことで初めて録音録画機能を実現する場合や、複数のハードやソフトの組合せで録音録画機能を実現している場合には、二重課金、三重課金とならない課金システムとし、対価徴収の透明性が確保されるべきである。無分別な課金は無用にイノベーションを阻害することにもつながることを十分に認識しなければならぬ。(太佐委員)

現行の特定機器及び特定記録媒体の製造者、輸入業者に加え、録音録画機能を有するソフトウェア等を提供する事業者も協力義務者として加えるべきである。汎用機による録音録画実態の調査及び費用負担は対象機としての指定の際は国が行い、指定後は指定管理団体が定期的に行うものとする。（高杉委員）

(i) 原則として、ハードウェアとの連携により録音録画機能を担うソフトウェアの提供者も、汎用機の製造業者・輸入業者との均衡上及びその負担根拠との関係からも、その録音録画に寄与する割合に応じて、対象とされることが必要である。

(ii) 実態把握調査は、定期的に（数年毎など）、所轄官庁において（適切な業者を選定の上）実施し、そのデータに基づき補償金額を算定することが考えられる。その費用負担については、共益費的な性格を有することから、集中管理団体が徴収した補償金の中から支出することでもよいのではないかと。（龍村委員）

提供主体が多様化しているとはいえ、市販の音源や映像のコピーに特化していると思われるサービスや機器は限られているはずで、仮に補償金支払義務者として追加する場合には、その提供主体の性質と利用実態を正確に調査すべきである。（丸橋委員）

汎用機、例えばパソコンやスマートフォンは、それ自体が録音録画機能を持つのではなくアプリなどをインストールすることでその機能を獲得するため、それらのアプリ等を提供する事業者は、製造業者や輸入業者と同じ立場であると考えられる。また、汎用機に関する調査の費用や実施については、補償金制度を導入するにあたって新たに設置される法人が、一般経費あるいは共通目的基金から賄うのが妥当ではないかと考える。（宮下委員）

（３）課金対象を「機器」「記録媒体」に限定している現状についてどう考えるか

御意見

専用機器、記録媒体を超えて、課金対象を拡大することについては賛成できない。配信サービスが今後主流になっていくと考えられるので、補償金制度は廃止方向であり、仮に今回補償金制度を残すにしても、現状維持であり、かつ過渡的な措置と理解。（今子委員）

上記（２）の通り、もっぱら私的録音録画のために提供させるソフトやサービスであるならば検討対象となると考えるが、汎用的なソフト、サービスであるなら、上記（１）と同じ理由で反対である。また、（２）の意見と同様、検討の前提として正確な調査が必要だが、それは現実的ではないと考える。（補償金制度はその役割を終えたという立場から。）（河村委員）

ソフトウェアおよびクラウドサービスは、私的録音録画に寄与する可能性があるというだけでは、対象とするには値しない。ただし私的複製に関わる行為において、消費者にこれまでにない利便性がもたらされるようなサービスを目的とした事業であれば、補償金の対象となり得ると考えられる。（小寺委員）

現行制度制定時には、私的録音録画機能をユーザーに提供しているものが「特定機器」と「特定記録媒体」に限られる状況があり、課金対象を「機器」「記録媒体」に限定していたものだが、現況下にあっては、ソフトウェアやウェブサービスも同様の私的録音録画機能を提供している実態があり、私的録音録画実態との大幅な乖離が進んでいる。今後どのようなものが登場しても漏れが生じないようにするために、制度上の課金対象は、「私的録音録画機能を有する機器、媒体、ソフトウェア、サービス等」とだけ定めて、具体的な対象をユーザー実態等、諸事情を勘案して定める方式に転換すべきである。また、現行制度が「機器」と「記録媒体」が別体のものであることを前提としている点についても、現状から大きく乖離しており、見直しが必要。（椎名委員）

現在私的録音に使用されている機器・媒体の主体は、制度導入時に指定されたDAT、DCC、MDなどではなく、PC、スマートフォン、ポータブルオーディオプレイヤーなどの課金対象外の機器等であることは平成29年度実態調査結果でも明らかであり、現行の政令による指定方式では技術の進歩に対応できず権利者の不利益は解消されないことは明らかである。これを改善するため、対象機器等は「直接私的複製に供される機器、媒体」などと抽象的に規定し、具体的な機器等や補償金額の決定は、補償金制度が機能している海外の例を参考に、有識者等で構成する委員会などで協議の上決定するなどの法改正が必要である。

なお、過去に当委員会においてロッカー型クラウドサービスは私的使用目的の複製として整理していることから、「直接私的複製に供される機器、媒体」に、「サービス」として加えることが適切ではあるが、現時点では課題も多いため、今後も海外の状況も踏まえてさらに検討する必要があると考える。（世古委員）

私的録音録画専用であることがよほど明らかな限り、機器と同様、ソフトウェアやサービスも汎用性を有する。よって、汎用機を対象とする場合と同じ問題が生じることから、「私的録音録画を行うことに寄与しうる」ことをもってソフトウェアやサービスを補償金の対象とすることには反対である。そもそも補償金制度の適用範囲拡大を是とする前提には賛同できない。制度導入時に比して、技術的にも複製が不可能なコンテンツが増加し、技術と契約により権利者の意に沿わない複製がなされないようコントロールされていく中、課金対象はむしろ縮小されるべきであり、汎用機器同様、汎用ソフトウェアや汎用サービスにまで対象を拡大することは合理的な根拠を欠くと考える。

なお、対象等の決定に「柔軟なスキーム」が必要として、現行の政令指定方式を変更すべしとするとの意見があるが、現行の政令指定のスキームは、「関係者の協議を経てきた」もの（知財高判平成23年12月22日）であり、「関係者間の協議には妥協が伴うが、反面、妥協ができていない録画態様には、録画補償金制度が適用されることはない」（同）ものであるところ、特定の関係者の利害に偏ることなく関係者間の利益調整をするには政令指定方式は必要なスキームであると考え。（太佐委員）

差し当たり、補償金対象は「私的録音録画に通常供される機器・記録媒体（機器・記録媒体一体型を含む）」に限定した上で、ソフトウェアについては、機器等のハードウェアにプリインストールされている又はハードウェアと一体的に取引されている限りにおいて、当該ハードウェアと一体で補償金対象とすべきである。私的録音録画への寄与という観点からは、本来、ハードウェアとは独立して取引される「ソフトウェアやサービス」も補償金対象とすべきだが、欧州諸国の状況も踏まえ今後の検討課題とするのが適当と考える。（高杉委員）

(i) 原則として、当該機能を担うソフトウェアやサービス提供事業者も、ハードウェア事業者（汎用機の製造業者・輸入業者）との均衡上及びその負担根拠との関係からも、私的録音録画に寄与する割合に応じて、対象とすることが論理的である（但し、実施する時期については、実務上の実施可能性が確保される環境が整うまで、当分の間、適用除外とすることが考えられる）。

(ii) 対象範囲については、現時点で、当該機能への寄与が顕著な（あるいは直接的に機能する）ソフトウェアやサービスも対象とすることが考えられる（クラウドの場合は、ロッカー型サービスないしそのような特定のサービスを提供するクラウドサービスは顕著ないし直接的なものに分類され得るであろう。汎用的なクラウド・サービスについては、汎用機一般の取り扱いに準じることになる）。

(iii) 徴収方法についても、対象の特性毎に考えられる必要があり、それら特性を踏まえて見直す必要が出て来るであろう。（龍村委員）

専用機器、記録媒体に限定していたのは一定の合理性があったので、これ以上拡張すべきではない。仮に専用アプリ等に拡張するとしても、その提供主体の性質と利用実態を正確に調査すべきである。（丸橋委員）

前項記載のとおり、ソフトウェアやクラウドサービスは補償金の対象とすべきと考えるが、現時点では情報や議論が足りていないと思われるため継続検討とするのがよいと考える。（宮下委員）

(4) ダウンロード型音楽配信に係る対価還元策をどう考えるか

御意見

ダウンロード型音楽配信サービスは、基本的にマルチデバイス対応であると理解している。そのため、利用者によりなされる複製は、ほとんどの場合において、契約で許諾されており私的複製にはあたらないため、対価還元策を設ける必要はないと考える。(今子委員)

ダウンロード型音楽配信は契約と技術による対価還元が有効に機能しているため、補償金による対価還元を検討する必要はない。消費者にとってダウンロード以降の私的録音を行う必要に乏しい。また、消費者の音楽鑑賞スタイルは、今後ますますストリーミング型に移行することは間違いない。その意味でもやはり補償金制度はその役割を終えたと考える。(河村委員)

ダウンロード型配信サービスは、契約モデル外のコピーを行う必要性が薄いことに加えて、ストリーミングサービスの台頭によりその存在意義を失い始めている。一部ハイレゾ音源配信については、ストリーミングではなくダウンロードが生き残る可能性もあるが、これは特定機器でなければ再生する意義がないため、汎用機等に複製する可能性が低い。したがってダウンロードサービスに関しては、これ以上検討する必要性に乏しい。(小寺委員)

ダウンロード配信に係るライセンス契約によりカバーされている範囲を超えて生じる私的複製については、補償金制度による解決を行うことが適当。(椎名委員)

音楽コンテンツの流通形態のうち特にダウンロード配信について、現行法ではダウンロード以降の私的録音について権利者の許諾を得る法的義務は消費者にも配信事業者にもないことから、現在、権利者と配信事業者との間の許諾契約には消費者の私的録音に係る対価は含まれていない。仮に、今後、配信事業者にダウンロード以降の私的録音に対する補償金の受領について協力義務を課すなどの改正をすれば、配信料に上乗せするなどの方法で私的録音に係る補償金を消費者から徴収することは技術的には可能であると思われる。しかし、それは私的領域における消費者の録音について権利者による対価の徴収も可能であることを意味する。現行30条で権利者の許諾権を制限している理由には、私的領域における複製については権利者が実務的に権利行使が不可能であることがあげられることを踏まえると、ダウンロード音楽配信についてはそもそも権利制限する必要があるかどうかの議論にも発展するため、そのような結論が望ましいのかも含めて考える必要がある。

なお、消費者からは(マルチデバイスにより)ダウンロード以降の私的録音を行う必要性に乏しい、との意見があるが、平成29年度実態調査結果でもパッケージからのコピーも含め3.2%(同報告書P8)と他の私的録音の方法と比べ割合は僅少であるもののダウンロードからのコピーも行われている実態がある。加えて、ダウンロード以降の私的録音に供される機器も一般に販売されており、消費者はダウンロード以降も合法的に私的録音が可能な環境にある。配信音源についてダウンロード以降に私的録音が行われている以上、補償は必要である。(世古委員)

ダウンロード型音楽配信は、契約でマルチデバイスへのダウンロードが可能であり、消費者はそれ以降の私的録音を行う必要性に乏しいため、補償の必要性も乏しく、対価還元策の検討は不要と考える。そのようなダウンロード後の私的複製が広範かつ大量に行われていることも実態調査等で明らかになっていない。

そもそもダウンロード型音楽配信は、ダウンロードするサービスまたは楽曲毎に利用者から対価を受領する機会がある。対価が不十分と考えるのであれば、当該機会を利用して、直接私的録音に対して相応の対価の設定や新たな仕組みの導入を行うことで十分現実的に対応可能と考える。

なお、現行の契約と技術による対価還元は、例えば、権利者への分配について、CDによる録音物が著作権使用料6%程度、ダウンロード型が7.7%程度となっており、公平性の観点からも、CDを販売する場合と比較して遜色はない。また、DRMがある場合の料率とない場合の料率に差があることなども勘案すれば、これにさらなる補償金を課すことは対価の二重徴収の問題をひきおこしかねず、好ましくない。結果として、既に権利者に対して行っている対価還元との関係も改めて見直さざるを得なくなる。(太佐委員)

契約に基づくダウンロード以降の私的録音に供される実態如何によるものとする。(高杉委員)

ダウンロード以降の私的録音をする必要性に乏しいとする根拠が不明であり(むしろダウンロード以降も私的録音をする必要性があるのではないか)、検討する必要性に乏しいとする前提を欠くものと思われる。(龍村委員)

ダウンロード型配信は、今後減少していくと予想されているから、これから新たな還元策を検討する必要性に乏しい。そもそも一つのアカウントによるデバイスシフトの必要性、利便性に魅力を感じるユーザしかダウンロード型音楽配信を選択しないので、それ以外の私的録音の実態は無いのではないかと。エビデンスが提示されていない。（丸橋委員）

(5) パッケージソフト（レンタルCD等）に係る対価還元策をどう考えるか

御意見

デジタル・ネットワーク技術の発展した現在、音楽CDの視聴は、機器や媒体に複製した複製物を聴くというスタイルが一般化しており、利用者がCD購入費やレンタル費を支払う際には、複製を当然の前提としているものと考えられる。そのため、音楽CDの販売やレンタル・ビジネスにおいては、そうしたスタイルを踏まえたモデル、すなわち機器や媒体からの対価の還元を求めず、CDの購入やレンタル時に全ての対価を徴収するモデルを模索してはどうか。

また、音楽の視聴がストリーミング配信に大きくシフトし（注）、直接的な還元が可能となっていくこと、CDの販売、レンタル数は今後も減少していくことを踏まえ、パッケージソフトに係る対価還元策を汎用機等へ拡大させることは妥当ではないと考える。

注) IFPI（国際レコード産業連盟）の年次レポート「Global Music Report 2018」（<http://www.ifpi.org/downloads/GMR2018.pdf>）及びこれを一般社団法人日本レコード協会がまとめたところ（<https://www.riaj.or.jp/riaj/open/open-record!file?fid=1638>）によれば、2017年の全世界音楽売上は、前年を8.1%上回る172億7,000万ドル（約1兆9500億円）であり3年連続の高成長で、そのうちデジタルによる売り上げは19.1%増の94億ドル（約1兆600億円）で全体の売上の54%です。特にここ数年、音楽ストリーミングサービスの利用と収入が急速に伸び、2017年にはストリーミング売上が初めて単独でパッケージ売上を超え、音楽産業の最も重要な収入源となっている、とされている。（今子委員）

レンタルCDについては、数年前の委員会でのヒアリングの際、複製分がプライスインされているという事業者団体のHPでの記述と、一方で、されていないという口頭での説明があり、質問をした経緯があるが、結局釈然としなかった。仮にプライスインされていないとすれば、今後、レンタル料金に補償金を上乗せすることは、検討の余地があるかもしれない。契約（許諾）での解決ではなく、私的複製をすることを前提とした補償金として、30条の範囲にも影響せず、また分配の曖昧さもないというメリットがあるので検討する価値があるかもしれない。

一方、購入したCDについては、デバイスシフトをして聴くという目的がほとんどであり、コンテンツ提供側が消費者の音楽鑑賞のスタイルに合わないパッケージを提供しているという「怠慢」ということもでき、補償の必要はないと考える。使いやすく魅力的な商品形態を考えて、クリエイターはそこから、通常の対価を得るべきではないか。（河村委員）

レンタルCD事業は、元々私的複製との親和性の高いサービスである。レンタル事業そのものも減少傾向が見られるところではあるが、レンタル時に対価を上乗せして支払う、いわゆる前払い方式にしても、齟齬が少ないのではないかと考える。他方で図書館によるCDレンタルサービスに関して、補償金の対象となり得るべきか、なり得る場合にどのような徴収形態が可能か、所管する文化庁の意見も伺いたい。（小寺委員）

セルとレンタルのいずれについても、その対価の中に私的複製の対価が含まれていないことは当委員会において既に検証済みであり、補償金制度による解決を行うことが適当。（椎名委員）

平成29年度実態調査結果においても、2014年度から減少はしているものの相当程度の私的録音が行われている実態があり（同報告書P8）、かつその音源は市販CD、レンタルCDが上位を占めている現状(同報告書P18)を踏まえると、補償は必要である。

購入価格やレンタル料に消費者の私的録音の補償金が含まれているとの意見があるが、現行法ではパッケージソフトの販売者やレンタル事業者には消費者の私的録音に関して対価を支払う法的義務はなく、現実にもそのような処理は行われていない。現在でもなおパッケージソフトに係る私的録音を権利者が個別に許諾することは実務的に不可能である以上、現在の権利制限規定により消費者の広範な私的録音を認める制度を維持したうえで、権利者に対しては補償金制度の見直しにより適正な対価還元を図るべきである。（世古委員）

パッケージソフトについて、現行、対価回収が行われていないとの説明が以前なされたが、だからといってプライスインするための契約モデルとして成り立たないことの合理的理由については何ら当委員会において理解と合意はなされていない。とりわけレンタルCDについては、CD貸出時にユーザーから徴収を行う方が、汎用機を対象に加えるより、実効性、公平性の観点で優れていると考えられる。通常、権利者とレンタル会社間にも契約があり、私的複製相当の対価も含めて様々な条件設定は可能なはずである。

また、購入CDについても、販売時に私的録音を想定した対価設定は可能である。昨今では、購入CDをそのままCDプレイヤーで再生して視聴するより、視聴のために複製を行うケースも多いが、この「視聴のための複製」は、購入者が本来的な著作物の享受のためにおこなうものであり、権利者等の利益を不当に害するものではない。よって、かかる複製に対しては補償不要と考えている。なお、DVDやBDは、そもそも技術的に複製が禁止されているため、補償の必要性もない。（太佐委員）

レンタルCDについて私的録音の蓋然性が高いとしても、レンタル価格と録音補償金はそれぞれ趣旨を異にする対価として収受してきた長年のビジネス慣行があり、前者に後者を含める変更はおおよそ現実的でない上、それによって権利者へ還元される対価の総量が増加するとは考えられない。また、友人から借りたCDの場合はそもそも対価を上乗せすることが困難である。（高杉委員）

契約機会の保障という点では共通項があるものの、このアプローチはコンテンツ流通に大きな影響を及ぼすことになるとともに、他のコンテンツとのバランスを失することにもなるため、現実的には採用は困難な途になるのではないか。（龍村委員）

パッケージレンタルに私的録音録画のための対価回収が無いという説明があったが、説得力がない。プライスインはできるし私的録音録画の可能性も含めて条件がきまっているのではないか。パッケージ購入の場合も、デバイスソフトにより持ち歩くユーザがかなりの割合にいることは間違いなく、少なくともその分についての対価設定がされていないはずがない。（丸橋委員）

（6） 補償金制度による現実的な解決策としてはどのようなものが考えられるか

御意見

配信サービスが今後主流になっていくと考えられるので、補償金制度は廃止方向であり、仮に今回補償金制度を残すにしても、現状維持であり、かつ過渡的な措置と理解。汎用機を対象としたり、抽象度を高めた規定としたりして制度を拡大することには賛成できない。（今子委員）

ストリーミング型音楽配信（複製不可）が増加するなど契約と技術によるコントロールが進展する中、補償金による現実的な解決策がもしあるとすれば、私的複製の可能性が高く、対価の還元が十分でないとしてレンタルCD等について、レンタル時に補償金を上乗せ徴収する方策などが考えられる。しかしながら将来に向けて先細りになるサービスであることは間違いなく、結論としては（9）に書くように、補償金制度はその役割を終えていると考える。（河村委員）

私的録音について、手当が必要な音源入手方法はほぼ音楽CDに限られる。加えて現代は音楽CDそのものを再生する機会はほとんどなく、利便性のために私的複製がおこなわれている。これはレンタルCDとほぼ同じ利用形態であると考えられる。したがってこちらもレンタルCD同様、販売価格に補償金を含めることには妥当性がある。加えて音楽CDは再販制度により価格が固定化されているが、すでに音楽CDは音楽の頒布や普及および文化向上に関して役割を終えつつあり、再販制度の見直しにより販売価格を自由化し、その中で補償金の上乗せ価格を調整していくという方法も検討可能であると考えられる。(小寺委員)

ユーザーへの十分な周知徹底、課金対象と私的録音録画実態との乖離の解消ならびに複製実態の遷移に対する持続可能な方式の導入、支払義務、協力義務の実効性の確保等がポイントとなると考える。(椎名委員)

現行制度が機能不全に陥っている最大の要因は、補償金の対象機器等を政令指定にしていることであることから、30条2項から「政令で定めるもの」を削除し、補償金の対象機器等及び金額は有識者等で構成する委員会などで協議の上決定するなどが考えられる。(世古委員)

コンテンツの流通過程において契約と技術を通じ対価を還元することが、私的録音録画の対象となったコンテンツの権利者に対し、最も適切に対価還元できる現実的な解決策と考える。
著作権法104条の5にいう「協力」の内容については、機器等の出荷価格への「上乗せ徴収・納入方式」であるとは「一義的に明確ではない」(知財高判平成23年12月22日)とされているところ、補償金の徴収において、私的録音が行われる最も蓋然性の高い、私的録音を行う者に最も近いポイントにいる者の協力を仰ぐことが、制度の本旨という観点からは最も適切と考える。専用機器・媒体である限り、その製造者としては引き続き協力をしていくが、私的録音が購入CD、レンタルCD、図書館からの貸与CDをソースとして行われる蓋然性が高いのであれば、私的録音の行われる蓋然性の高い状況を作り出している者すべてに対して、補償金の徴収についての協力を仰ぐことも検討してみてはどうか。(太佐委員)

当該機器等が通常私的録音に供されているか否かという「実態」に着目して判断すべきであって、「目的」という主観的要素により対象を決定することは適当でない。「目的」を考慮するとすれば補償金額の決定において行うべきである(現行の私的録画補償金額の決定の際には、タイムシフト目的で私的録画が行われることも考慮要素の一つとされていた)(高杉委員)

- (i) 何をもって「現実的」とするか、抽象的な問いのため回答が難しいが、補償金制度をワークさせるための原則、枠組みさえ決まれば、個別の問題点は比較的結論を導きやすいのではないかと考える。一般論として言えば、機器、サービスの指定を典型的・柔軟なものとして政令で定め、個別指定はより機動的に行える仕組みとし、主として補償金額の算定の場面で利益調整を図ることができる枠組みを設けることができれば、関係者間の利益調整の、より適切な解を導くことは可能と思われる。
- (ii) 私的録音を「目的」として市場に供されているか否かで対象機器機を判断するとのメルクマールは、利用実態との違いがあることが明らかであるので、適切ではないと思われる。
- (iii) 私的録音を目的として市場に供されていない機器等による私的録音についても、それが私的録音に広く利用されている実態がある限りにおいては、対価還元の対象とすべきであるが、対価還元策の在り方としては、実情を定期的に調査の上、利用実態に応じた対価還元を行う柔軟性のある枠組みの制度により行われるべきである。その具体的な制度設計については、概要は上記のとおり。(龍村委員)

現在の補償金制度を当面維持するのが現実的な解決策である。これから対象機器等や徴収手段を設計し直すのは無駄である。(丸橋委員)

(7) 技術によるコントロールがある場合の補償の要否はどう考えるか

御意見

放送のように、技術的手段により私的複製をコントロールすることが可能である場合は、対価還元の必要はないものとする。(今子委員)

技術によりコントロールされている範囲の録画については、対価還元は不要と考える。「無料放送に係る録画については、技術上ダビング10によりコピー回数が制御されているが、実際には視聴者のコピー回数が上限を大きく下回る場合に、当該コピー制御技術の有無は、私的録画に係る補償の要否を判断するに当たり考慮すべき要素と考えるべきか」という問いかけについては、視聴者のコピー回数が上限を大きく下回るのであれば、当該コピー制御技術（およびそれに付随する制御と機能）は必要ないということであり、それらをやめるのが先決である。コピー制御技術、並びに現在の無料放送ですべてのテレビ視聴者が受け入れている制限や不必要な機能は、そのためのコスト（の一部）、多大な不便さを消費者側が負担しているものである。現行の無料放送に録画補償金による対価還元は不要である。（河村委員）

権利者が選択したものではないかもしれないが、それは消費者も同様である。双方同意をして現行制度が実施された以上、選択の有無は論点とならないものとする。またダビング10ルールに関しては、あくまでも上限が存在するというだけで、回数は問題とならない。このルールにおいては、そもそも孫コピー禁止によってメディアチェンジができない等の不便を消費者側が強いられていることもあり、現時点の固定化されたルールにおいては補償の必要性は感じない。一方で孫コピーを許容するような制限緩和が行われれば、その私的複製は補償金の対象となり得る。（小寺委員）

技術により私的複製が行えない場合、補償の必要はない。また、技術により個々の私的複製が捕捉課金される場合はライセンスド・コピーであって、補償の必要はない。一方で、技術によるコントロールがあったとしても一定の私的複製を許容するものであった場合は、補償を要する。（椎名委員）

一人一人のコピー枚数が少ないとしても社会全体としてみれば膨大な量のコピーが行われている以上補償は必要である。（高杉委員）

日本の放送には、知る限りにおいて、世界で唯一、無料放送も含めDRMが適用されている。DRMが適用されたコンテンツは、技術と契約によるコントロールが可能であることから補償は不要と考える。

現状のデジタル放送に用いられているダビング10は、コピー制御のための「技術的保護手段」に他ならず、「著作権者は技術的保護手段を用いることで、家庭内で行われる私的な複製に対しても許諾権を及ぼせることとなりました」（加戸守行・著作権法逐条講義）とあるように、許諾に相当する行為を実現する機能を果たしている。したがって複製の回数とは無関係に、補償の必要性はないこととなる。

加えて、そもそも放送コンテンツのタイムシフト目的やプレイシフト目的の視聴は、それ自体によって著作権者等の経済的利益に影響を及ぼすような行為ではないと考えられることから、当該目的による私的録画には補償の必要はないものとする。また、放送事業者の収益を支える広告収入に関係の深い視聴率を、タイムシフト視聴についても把握されるようになっており、その点からも、少なくともタイムシフト目的については著作権者等の経済的利益に大きく影響しているとは考えにくい。

なお、技術的保護手段と補償金の要否に関しては、司法判断においても、「著作権保護技術の有無・程度が録画補償金の適用範囲を画するに際して政策上大きな背景要素となることは否定することができない」とし、「録画源に著作権保護技術が伴っているか否かは、私的録音録画補償金の対象とするか否かにおいて大きな要素となっていることは否めない」とされている（知財高判平成23年12月22日）。（太佐委員）

(i) 放送動画コンテンツの複製に係る補償金の必要性については、それがア・プリオリに否定される関係にはないものと思われる（下記(ii)参照）。

(ii) コピー制御技術の有無が私的録画に係る補償の要否を判断するに当たり考慮すべき要素と考えるべきか否かについては、コピー制御技術の採否とコンテンツのライセンスとの関係が法的に十分整理がなされておらず（その技術の採用に際してコンテンツのライセンスまでなされているのであれば、権利処理は解決されており、ライセンスがなされていないのであれば、なお著作権法上の問題としては検討されるべきものである）、コピー制御技術の有無、採否の点のみが単独で考慮すべき要素となる関係にはないものと思われる（ダビング10について、別途、私的録画補償金制度との関係について別途検討されるべきであるとの留保が付されているのも、その趣旨と理解される）。もっとも、コピー制御技術の採用・搭載が私的複製の歯止めとして顕著に影響を与えていることが認められる場合には、そのような観点からその点を一考慮要素として補償額の算定において勘案する余地は検討事項となり得る。（龍村委員）

著作権保護技術がある場合には補償は不要である。（丸橋委員）

まず、「ダビング10」について当協会は一切希望するなどの意見は述べていない。放送を録画した時点で既に複製行為が発生しているため、制御技術の有無は要否を判断する要素にならないと考える。（宮下委員）

（8）私的録画に係る望ましい対価還元手段はどう考えるか

御意見

私的録画はタイムシフト目的であると考えられ、補償金の対象とする必要はないものとする。（今子委員）

私的録画の対象は放送しかないのが現実であるので、（7）にも書いた通り対価還元は必要ない。（河村委員）

テレビ放送の録画は、現時点ではほぼタイムシフト、プレイスシフトのために行われており、そもそもこれらの行為によって権利者に経済的不利益が生じるとは考えられない。むしろ見られないこと自体による機会損失をカバーしていることを考えれば、経済効果はプラスに転じていると考えられる。一方で放送事業者による見逃し配信サービスによって、録画行為自体も必要性が薄れ始めており、録画機器たるレコーダに対する興味・関心も低下している。私的複製を行う蓋然性は、低下傾向にあるものと思われる。加えてテレビに録画機能が搭載されているにもかかわらず、まったく利用しない視聴者もそれなりにおり、契約による対価還元はかえって不公平な負担が消費者に転訖される恐れがある。（小寺委員）

録音と録画では、DRMの実装状況について若干の差異はあるものの、課金対象が共通化していく実態もあり、基本的には録音と同様の補償金制度で対価を還元することが適当。（椎名委員）

有料放送はもちろん、無料放送においても、著作権者の立場からはその私的録画に対して許諾権を及ぼしていると解される現状では、その許諾に相当する行為を行った大元において対価徴収をする機会があり、そこで対価還元が可能と考える。無料放送においては、ダビング10という仕組み（技術）にしたがって私的録画が行われうることが前提となっている放送にコンテンツ提供者が放送コンテンツを配信するのであるから、放送コンテンツの提供時の契約は、ダビング10の範囲での複製が行われることが前提となっていると理解するのが相当である。また、ダビング10以外の著作権保護技術による制限がかけられた放送のルートも複数存在し、コンテンツ提供者が放送コンテンツをどのルートに提供するかも自由に選択できる環境にある。（太佐委員）

無料放送についてはユーザーとの間に契約の接点がなく、契約による対価還元は不可能である。また、技術による対価還元についてはコピー禁止でない以上補償の必要はあると考える。（高杉委員）

契約と技術による対価還元のスキームがもれなくカバーされるのであれば、私的録画の問題としては、解決策として機能し得るが、カバーされない私的録画の利用があるのであれば、その点が検討される必要がある。（龍村委員）

録音録画行動自体が急激に縮小している現状で、今後あらたな対価還元手段を導入する社会的コストは回避すべきである。私的録音録画によるクリエイターへの還元は音源や映像の上流のライセンス契約中で実現すべき。（丸橋委員）

あらゆる複製行為を契約と技術でコントロールするのであれば、極論、著作権法30条1項は不要となってしまう。「私的使用のための複製」という権利制限規定およびそれに付随する補償金制度は、権利者側にとって問題となる部分もあるものの制度としては評価できるものであり、むしろ補償金制度を運用することで維持していくべきものではないかと考える。（宮下委員）

(9) 「当面の手当て」としての対価還元策について、上記以外に検討すべき課題はあるか

御意見

補償金制度は、私的録音録画の実態が補償金がなくても許容できる程度、すなわち補償金制度導入以前の状態になった時点で必要なくなるはずであり、そのタイミングは、よく審議会の場で言われる、私的録音録画がほとんどあるいはまったくなくなったときではない。また、私的録音録画がほとんどあるいはまったくなくなった際は、30条の範囲からデジタル録音録画をはずすという議論は、裏返すと私的録音録画を根絶しない限り補償金は必要ということの意味し、補償金導入時の根拠と矛盾する。

私的録音録画の数が補償金制度が入る以前の程度に減ったときという意味では、現在既にその状況にあると考える。仮にそこまでは至っていないという立場をとるとしても、少なくとも補償金の対象機器・機能を拡大する場面ではないのではないのか。新たな専用機あるいは専用機に準ずる新しい仕組みがあれば、それを新たに指定する程度で制度をこのまま継続するとしても、早晚不必要となる制度であることは間違いない。この際、権利者への対価の還元を真正面から議論する会議の場を設けることを提案する。たとえば動画配信サイトには権利関係を包括的にクリアしたコンテンツが出回っているが、権利を持つクリエイターへの対価還元はフェアになされているのか。このほか、将来を見据えて、新たな音楽鑑賞の仕方に見合った、対価還元の実現を目指すべきではないか。DRMなどの技術、契約、鑑賞形態の進歩で補償金が必要でない程度に減った私的録音録画は、補償金制度をもはや必要とせず、本来の30条にささえられるのが健全な姿と考える。(河村委員)

汎用機器としてのスマートフォンは、30条2項にある「録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。」によって除外されるものである。(小寺委員)

現行の制度は、補償金額の算定を「機器」「記録媒体」の価格に対する料率で運用してきたが、価格変動の激しい実態の中で、商品の価格が下がれば補償金額が減少するという矛盾を内包していた。補償金額の算定に当たっては、機器については定額、媒体については容量に応じた定額とし、購入者に明示した上で販売価格に付加して徴収する形が望ましい。(椎名委員)

基本的には、各コンテンツの流通過程において対価還元が不十分と考えられる部分を特定し、そこに焦点をあてて優先的に制度設計の議論をすべきであり、当面の手当てを別に設定する必要はないと考える。「契約と技術による対価還元」は、社会的コストも比較的小さく速やかに実施できるものである。録画に関しては流通経路によって様々ではあるものの基本的に全てにおいて、録音に関しても既に広く普及しているダウンロード型配信やストリーミング型音楽配信において、何らかの形で対価還元が実現している。今後はさらにブロックチェーンなどの新しい技術の進展に伴って、流通過程において個々のコンテンツ利用行為に対応した対価還元の一層の普及が見込まれる事から、20年前の技術とコンテンツ流通環境を前提とするラフジャスティスな補償金制度を維持または拡大する合理的な理由はなく、社会的な合意も得られないものと理解している。

「クリエイター育成基金」については、財源の確保や分配等に係る課題が指摘されたが、他方で私的録音録画補償金制度を維持することについて課題が指摘されていることから、クリエイター育成基金の継続検討も行うべきと考える。

また、分配に関する課題として、クリエイター育成基金のみならず、私的録音録画補償金制度についても、最終権利者への分配を含めた対価還元の仕組みをつまびらかにする必要があると考える。「クリエイターへの適切な対価還元」を目的としてうたう以上、仕組みの透明性が担保されなければ、国民の納得は得られないのではないのか。(太佐委員)

課題は多々あると思われる(集中管理団体の在り方、対象機器・ソフトやサービスの決定並びに補償金額の決定を行う機関、その構成及び手続、それに対する不服申立手続など、多数)。(龍村委員)

(10) 「当面の手当て」としての措置は、どのような状況になれば「当面」ではなくなるか

御意見

補償金制度維持のための社会的コストや配信サービスの発展に鑑みれば、すでに「当面」の期間を超えているように思われる。(今子委員)

<p>上記（９）の通り。（河村委員）</p> <p>補償金制度は、私的複製の量および質によって補償の必要の有無が判断される制度である事に留意すべきである。音楽および映像コンテンツの私的複製の実態を踏まえれば、将来的には補償に足るべき量および質に満たなくなるまで減少することは十分に予想されることであり、将来どのようにこの制度を廃止していくかを視野に入れた議論であるべきであろう。その際には、30条2項は時代に合わせた見直しが必要となると考えられる。（小寺委員）</p> <p>家庭内での私的複製がライセンス契約により完全にコントロールされる技術が生まれ、それがすべての関係当事者の負担感なく実装されるような状況が整えば「当面の手当て」の役割は終了すると思われるが、その実現のためには、30条1項の縮小、廃止が前提となる。（椎名委員）</p> <p>私的録音録画が行われる場合の殆どで契約と技術による対価還元が権利者の自由な意思に基づき可能となったとき。その際は30条1項の範囲をその限りで縮小すべきである。（高杉委員）</p>
<p>補償金制度は、すでに「当面の手当て」としての役割を終えている、という見方がある点については看過されるべきではない。</p> <p>2018年2月に河村委員、小寺委員、丸橋委員、榊原委員の連名で提出された意見書（以下、「意見書」）に記載の通り、少なくとも録音については、2017年の実態調査の結果、2014年調査時点と比べて音楽CDからの録音は半減する一方で、有料の音楽配信サービスからの録音が倍増しており、アナログも含めた録音頻度が総体としても制度創設当時を下回る水準に至っているとの試算結果が示されている（意見書の図1参照）。これは、そもそも補償金制度の導入を提言した「第10小委報告書」の予想を大きく下回るデータということもでき、補償金制度を維持する根拠が薄れていることを示している。</p> <p>現状のビジネスモデルを鑑みるに、例えば、ストリーミング型音楽配信の市場が大きく伸長する（参考：http://www.riaj.or.jp/f/data/annual/dg_all.html）など、「契約と技術による対価還元」への流れは一つの方向性を示すものであり、著作物流通に関わる全ての関係者が無視できないものになっている。ただ、こうした取組は一つが完成すればそれで終わりということではなく、常に新たな著作物流通の形態が想定され、そのための技術開発がなされ、契約モデルが設定されていくのであるから、「契約と技術による還元」に終わりはなく、どこまでが「当面の間」であるのかを予め画定することは困難であるともいえる。「契約と技術」によってコントロールされない私的録音録画のための専用の機器・媒体が市場に提供されなくなった時点で、「当面の手当」の役割を終えることとなるとも考えられるが、将来に渡り、そうした専用機器等が市場に提供されることはないとも断言できないことから、その点からは30条1項2号を維持する余地はあるかもしれない。つまるところ、現実的には、補償金制度を維持するために社会が負担するコストに照らし、補償金制度の維持の是非が決められることになるものと考える。（太佐委員）</p>
<p>(i) 契約と技術による対価還元のスキームが、現状想定されている大量なデジタル私的複製の利用状況をきれなくカバーする状況に至った時期に、その役割を終えることになるものと思われる。</p> <p>(ii) その際、30条1項は、廃止されるか、旧来の伝統的な方法による私的複製の範囲でのみ残存する状況になるものと思われる。同条2項は、前者の場合にはそれに伴い廃止されることになるが、後者の場合には、私的複製の余地が残る範囲において私的録音録画補償金の必要性がなお残存する可能性はあり、その範囲では機能することになるものと思われる。（龍村委員）</p>
<p>現状の補償金制度が、分配の事務コストの負担に耐えられ得なくなれば廃止すべきである。これは契約と技術による補償金に転換した場合でも同じではないか。（丸橋委員）</p> <p>現技術の進歩やコンテンツの楽しみ方の変化により、補償金制度と比べてより双方に利のある制度が創設される、あるいは著作権法改正などで補償金制度に代わる何らかの条項が規定される、という状況になることが「当面」ではなくなると考える。（宮下委員）</p>